

日本組織内弁護士協会(JILA)

犯罪収益移転防止法改正 と実務対応

2015年8月31日

山下・柘・二村法律事務所
弁 護 士 中 崎 隆

犯罪収益移転防止法とは

目的は？

- ・マネーロンダリングの防止
- ・テロ資金の提供の禁止

改正に至る経緯

- ・平成20年10月 FATF勧告 日本に対する相互審査の結果公表。処々の点において不履行となるなど、芳しくない評価。
- ・平成24年 FATF第4次勧告 リスクベースドアプローチの強化、PEPsの範囲拡大、実質所有者等の情報の基準厳格化。
- ・平成26年6月13日 FATFが日本に対して法整備を求める声明。
- ・平成26年7月17日「マネーロンダリング対策等に関する懇親会」報告書（「報告書」）の公表。

改正の時期は？

平成26年11月19日 成立

平成26年11月27日 公布

平成27年6月19日 政省令案がパブコメにかかっています。

本資料では、政省令の内容が確定する前の条文案を前提としています。政省令案の確定に際して、政省令案の内容が変わること可能性があります。ご留意ください。

犯罪収益移転防止法の主要改正点

- 国家公安委員会による毎年の犯罪収益移転危険度調査書の作成、公表

→ 公布日(平成26年11月27日)より既に施行済み。初年度版の調査書はパブコメの意見募集期間終了済み。

- 個人番号カードを本人確認書類に位置付け
- 公的個人認証法の改正に伴う本人特定事項の確認方法の整理

→ 平成28年1月施行予定。

- 特定取引の範囲に、顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引の類型を追加。
- 疑わしい取引の届出に関する判断の方法をより具体化(法8条2項、新規則26条、27条)
- 外国銀行(又は送金業者)とのコレレス契約締結の際の確認義務に関する規定の新設(法9条)
- 特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充(法11条、新規則32条)
 - ・ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
 - ・ 監査等の業務を統括する者の選任
 - ・ 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置
- その他所要の改正

→ 平成28年10月1日施行予定。

特定事業者の主要な義務

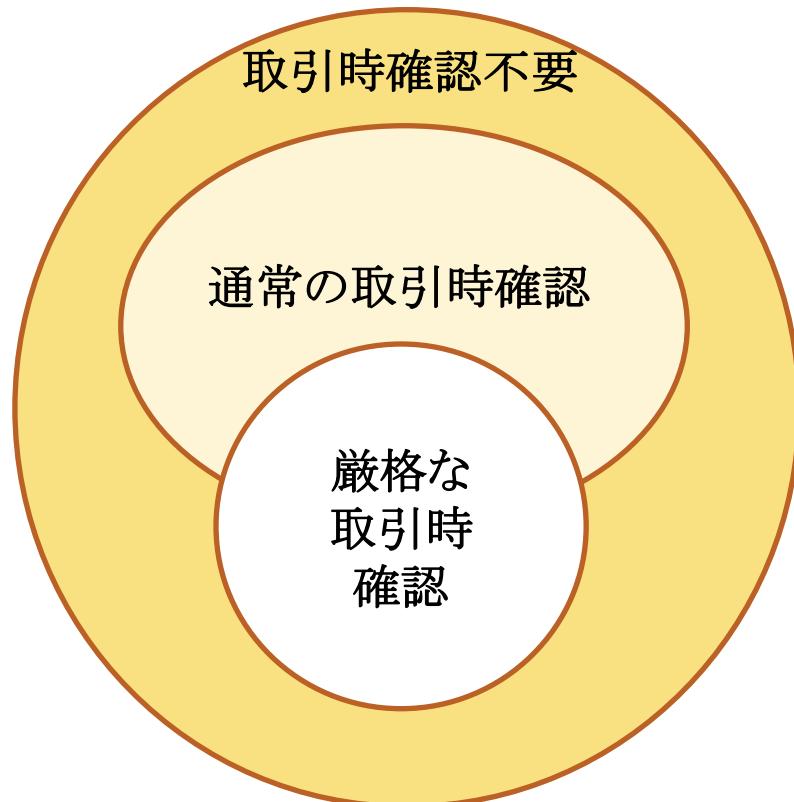
条文	内容
法4条	顧客等との取引の取引時確認義務。
法6条	取引時確認を行った場合の <u>確認記録</u> の作成・保存義務(7年)。
法7条	<u>取引記録</u> 等の作成・保存義務(7年)。
法8条	特定事業者(土業除く)による疑わしい取引の届出義務。
法9条 New	<u>銀行、信用金庫、資金移動業者等が外国為替取引業者と、為替取引(送金)を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約(コレス契約)を締結するに際しての確認・記録義務。</u>
法10条 (旧9条)	特定事業者が、顧客と本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引(送金)を行う場合において、当該支払いを他の特定事業者又は外国所在為替取引事業者に委託する際の通知義務。
法11条 (旧10条)	取引時確認等を的確に行うための措置。具体的には、①取引時確認事項を最新に保つための措置を講ずる義務、及び、②(i) 使用人に対する教育訓練、(ii) <u>取引時確認等の措置の的確な実施に関する(内部)規程の作成</u> 、(iii) <u>業務統括管理者の選定等の努力義務</u> 。

取引時確認

取引時確認の要件・手続きについては、法4条及び施行令・施行規則に規定されています(※)。

※ただし、弁護士・弁護士法人による本人確認・体制整備義務等については、日弁連の会則に従うものとされ(法11条1項)、犯収法ではその詳細についての規定が置かれていません。本パワポでは、まとめて後ろの方で取り上げます。

特定事業者による特定業務に属する 顧客等との取引



取引時確認は、大きく分けて以下の2つの類型に分けることができます。

- (1) 通常の取引時確認
- (2) 厳格な取引時確認

なお、特定業務に属する取引については、取引時確認が不要とされても、①疑わしい取引の届出義務、②取引記録の作成・保存義務、③体制整備義務等の対象とはなりえますので、顧客管理が不要とは必ずしもなりません。

通常の取引時確認／厳格な取引時確認の要件

取引時確認の共通の要件は、次の3要件です。

- ① 特定事業者は、
- ② 顧客等との間で、
- ③ 特定業務のうち、

通常の取引時確認(法4条1項参照)の要件は、上記①~③に加え、

- ④ ハイリスク取引に該当せず、
- ⑤ 犯収法の別表の下欄に定める取引(「特定取引」)を行い、かつ、
- ⑥ 法4条3項の例外(本人確認済みの取引として通常の取引時確認が不要とされる一定の類型)に該当しないことです。

なお、改正により、特定取引の類型の追加等が予定されています(後述)。

厳格な取引時確認(法4条2項参照)の場合の要件は、上記①~③に加え、

- ④ ハイリスク取引を行うことです。

ハイリスク取引の内容については、次頁に記載しています。

なお、改正によりPEPsに係るハイリスク取引の類型の追加が予定されています(後述)。

なお、外国銀行が日本で営業する場合の犯収法の適用範囲等、法令の適用範囲の問題は別途あります。

共通の取引時確認の要件① 特定事業者

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務がかかる前提として、事業者が、特定事業者に該当する必要があります。

特定事業者の類型

- 金融機関(法2条2項1号~36号)
銀行(1号)、保険会社(17号)、外国保険会社等(18号)、金融商品取引業者(21号)、信託会社(24号)、貸金業者(28号)、資金移動業者(30号)、外貨両替業者(36号)
- ファイナンスリース業者(37号)
- クレジットカード発行業者(38号)
- 宅地建物取引業者(39号)
- 宝石・貴金属等取扱業者(40号)
- 郵便物受取サービス、電話受付代行・電話転送サービス業者(41号)
- 弁護士(外国法事務弁護士を含む)・弁護士法人([外国法事務弁護士法人を含む](#))(42号)
- 司法書士・司法書士法人(43号)
- 行政書士・行政書士法人(44号)
- 公認会計士(外国公認会計士を含む)・監査法人(45号)
- 税理士・税理士法人(46号)

補足

- ✓ 自社がどの特定事業者のどの類型に該当するかを判断する必要があります。
- ✓ 様々な事業を行っている場合は、複数の類型に該当するケースもあります。
- ✓ いわゆるオペレーティングリース、資金移動業法に基づく前払式支払手段発行者については、特定事業者に含まれていません。
- ✓ クレジットカード発行業者(38号)については、マンスリクリア取引のみの扱いであっても含まれます。

法令の改正について

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の改正に伴い、**外国法事務弁護士法人**も42号の弁護士法人に含まれることとなります。

なお、今後、割賦販売法が改正され、クレジットカードのアクワイアリングが登録制となった時に、アクワイアラーが特定事業者の範囲に追加される可能性は0ではありません。(海外では基本的に規制対象。)

また、仮想通貨(ビットコイン等)の取引所について、登録制等を導入し、特定事業者に含めるべきとの議論があります。

参照条文 法2条2項

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

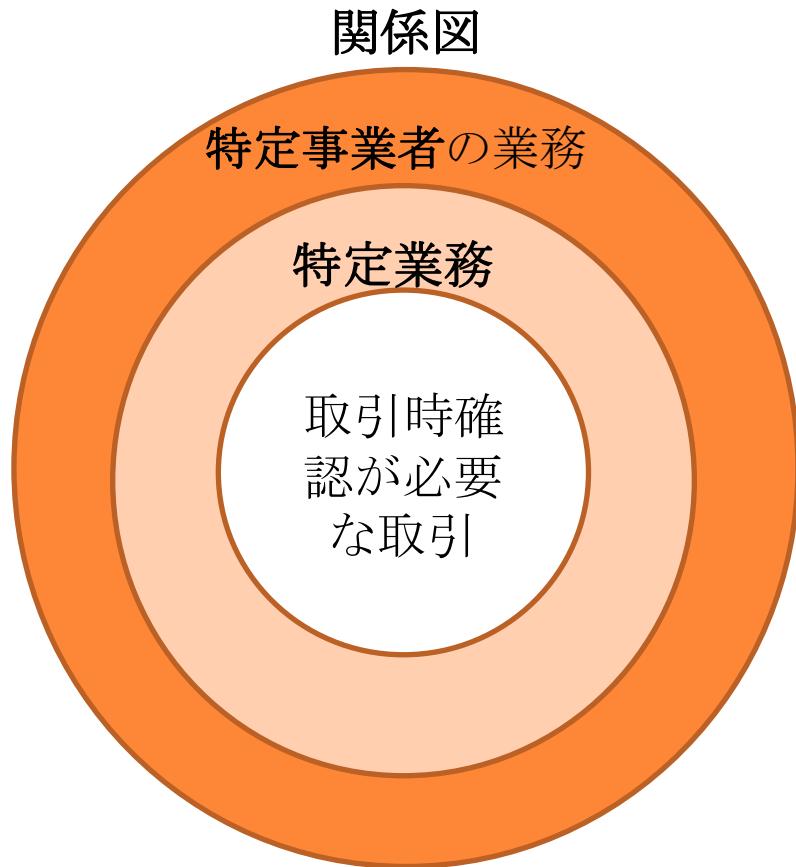
- 一 銀行
二 信用金庫
三 信用金庫連合会
四 労働金庫
五 労働金庫連合会
六 信用協同組合
七 信用協同組合連合会
八 農業協同組合
九 農業協同組合連合会
十 漁業協同組合
十一 漁業協同組合連合会
十二 水産加工業協同組合
十三 水産加工業協同組合連合会
十四 農林中央金庫
十五 株式会社商工組合中央金庫
十六 株式会社日本政策投資銀行
十七 保険会社
十八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等 [発表者注: 保険業法185条1項の免許を受けた外国保険業者]
十九 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
二十 共済水産業協同組合連合会
二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
二十二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
二十三 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者
二十四 信託会社
二十五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者 [発表者注: いわゆる自己信託会社]
二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。）又は同条第七項に規定する特例事業者
二十七 無尽会社
二十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
二十九 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者 [発表者注: 貸金業法施行令1条の2第3号に掲げる者。すなわち、コール資金の貸付・媒介を業として行う者で金融庁長官の指定する者。]
三十 資金決渉に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者
三十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者
三十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
三十三 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

- 三十四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関
- 三十五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 三十六 本邦において両替業務（業として外国通貨（本邦通貨以外の通貨をいう。）又は旅行小切手の売買を行うことをいう。）を行う者 [発表者注: 外貨両替業者・トラベラーズチェック取引業者]
三十七 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業務を行う者 [発表者注: ファイナンスリース業者]
三十八 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下「利用者たる顧客」という。）に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接又は第三者を通じて交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者 [発表者注: クレジットカード発行業者]
三十九 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十一条第一項第十五号において「みなし宅地建物取引業」という。）を含む。）
四十 金、白金その他の政令で定める貴金属 [発表者注: 金、白金、銀及びこれらの合金] 若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石 [発表者注: ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠] 又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者
四十一 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者
四十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）
四十三 司法書士又は司法書士法人
四十四 行政書士又は行政書士法人
四十五 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人
四十六 税理士又は税理士法人

取引時確認の要件 ②特定業務

次に、取引時確認を要する取引（「**特定取引等**」）に該当する前提として、**特定業務**に該当することが必要です（※）。

※ ただし、弁護士・弁護士法人による本人確認・体制整備義務等については、日弁連の会則に従うものとされ（法11条1項）、犯収法ではその詳細についての規定が置かれていません。



法令の改正について

犯収法改正による**特定業務**の範囲の変更は予定されていないようです。

一方、取引時確認が必要な取引（「**特定取引等**」）の範囲は、①特定取引概念の変更、②ハイリスク取引へのPEPsの取引の追加等（後述）により、影響を受けることとなります。

共通の取引時確認の要件② 特定業務

特定業務とは、犯収法の別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める業務(11頁・12頁参照)を指すものとされます。

事業者の種類	特定業務の範囲
銀行(1号)、保険会社(17号)、外国保険会社等(18号)、第一種金融商品取引業者・投資運用会社(21号)、信託会社(24号)等	当該特定取引業者が行う業務。 [発表者注:例えば、銀行であれば、銀行が行うすべての業務を指すと解されます。]
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者(21号)	第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業に係る業務
適格機関投資家等特例届出業者(23号)	適格機関投資家等特例業務
貸金業者(28号)	貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に係る業務
資金移動業者(30号)	資金移動業に係る業務
商品先物取引業者(31号)	商品先物取引業に係る業務
外貨両替業者(36号)	外貨両替に関する業務(トラベラーズチェックの売買を含む)
ファイナンスリース業者(37号)	ファイナンスリースに係る業務
クレジットカード発行業者(38号)	クレジットカードの発行及び利用に係る業務
宅地建物取引業者(39号)	宅地建物取引業のうち、宅地若しくは建物(建物の一部を含む)の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの
宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属等の売買の業務
郵便物受取サービス業者、電話受付代行・電話転送サービス業者(41号)	郵便物受取サービス、電話受付代行・電話転送サービスに係る業務

取引時確認の要件 ②特定業務

事業者の種類	特定業務の範囲
司法書士・司法書士法人(43号)	<p>司法書士法第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続(政令[8条1項各号]で定めるものを除く。)についての代理又は代行(「特定受任行為の代理等」)に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none">一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続きその他の政令[施行令8条2項]で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続き(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令[施行令8条3項]で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令[施行令8条4項]で定める行為又は手続を含む。)三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)
行政書士・行政書士法人(44号)	行政書士法第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの
公認会計士・公認会計士法人(45号)	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの
税理士・税理士法人(46号)	税理士法第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付隨し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの

参照条文 施行令6条

第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 法第二条第二項第一号から第七号まで及び第十四号から第二十号までに掲げる特定事業者、同項第二十一号に掲げる特定事業者(第七号に掲げる者を除く。)並びに同項第二十二号、第二十四号、第二十七号、第三十二号及び第三十四号に掲げる特定事業者 当該特定事業者が行う業務

二 法第二条第二項第八号から第九号に掲げる特定事業者 (略)

三 法第二条第二項第十号に掲げる特定事業者 (略)

四 法第二条第二項第十一号に掲げる特定事業者 (略)

五 法第二条第二項第十二号に掲げる特定事業者 (略)

六 法第二条第二項第十三号に掲げる特定事業者 (略)

七 法第二条第二項第二十一号に掲げる特定事業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。)

金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第三項に規定する投資助言・代理業に係る業務

八 法第二条第二項第二十三号に掲げる特定事業者

金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

九 法第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者

信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法による信託に係る事務に関する業務

十 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務

十一 法第二条第二項第二十八号に掲げる特定事業者

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業に係る業務

十二 法第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者

貸金業法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十三 法第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者

資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者

商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項に規定する商品先物取引業に係る業務

十五 法第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者

社債、株式等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十六 法第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務

十七 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者

同号に規定する両替業務

共通の取引時確認の要件③ 顧客等との取引

取引時確認の対象となるのは、顧客等との取引です。

「顧客等」とは、顧客(*)又はこれに準ずる者として政令で定める者をいいます(法2条3項)。

* 顧客とは、特定事業者が、単なるクレジットカード発行業者(38号)の場合にあっては、利用者たる顧客を指し、加盟店を指しません。

ここで、「顧客に準ずる者として政令で定める者」は、**信託の受益者をいいます**。ただし、次のいずれかに該当する契約に係る受益者は、除かれます(施行令5条)。

- ① 勤労者財産形成促進法 第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約、同法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約、同法第6条の3第1項に規定する勤労者財産形成基金契約
- ② 確定給付企業年金法 第65条第3項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第66条第1項の規定により締結する同法第65条第1項各号に掲げる契約及び同法第66条第2項に規定する信託の契約(「資産管理運用契約等」)
- ③ 社債、株式等の振替に関する法律第51条第1項の規定により締結する加入者保護信託契約
- ④ 確定拠出年金法 第8条第2項に規定する資産管理契約
- ⑤ その他主務省令(=規則3条各号)で定める契約

なお、顧客等との間で、基本契約と個別契約(個別取引)との両方がある場合、両方ともが、「顧客等との取引」に該当します。

改正の内容

「顧客等との取引」の概念について、犯収法改正による実質的な変更は予定されていないようです。

通常の取引時確認の要件④

ハイリスク取引でないこと(通常の取引であること)

ハイリスク取引とは、次の(1)から(4)のいずれかに該当する取引です(法4条2項各号参照)。

(1)なりすましの疑いがある取引(なりすまし取引)

個別取引時に、その取引の基となる契約(特定取引に該当するものに限る。)の締結に際して行われた『取引時確認』(「関連取引時確認」)に係る顧客又はその代表者等に、取引の相手方がなりすましている疑いがある取引。

(2)「本人特定事項」等を偽っていた疑いがある顧客との取引(偽り取引)

個別取引時に、その取引の基となる契約(特定取引に該当するものに限る。)の締結に際して行われた関連取引時確認において、取引の相手方又はその代表者等が確認事項を偽っていた疑いのある取引。

(3)イラン・北朝鮮の居住者等との取引

特定取引のうち、マネーロンダリング対策に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域で政令に定めるもの(「特定国等」=イラン、北朝鮮)に居住・所在する顧客等との間の取引、又は特定国等に居住・所在する顧客等に対する財産の移転を伴う取引。

(4) PEPs(Politically Exposed Persons)等との特定取引

PEPs(外国政府高官や元外国政府高官)及びその家族等との特定取引。なお、PEPsの範囲については、次頁参照。

改正の内容

- ・(1)から(3)の要件となっている特定取引の内容が変更されています(後述)。
- ・(4)のPEPsとの取引に関する類型が、ハイリスク取引の類型に追加されています。

「PEPs等」の範囲

PEPs等の範囲は、下記のとおりです(施行令12条3項、新規則15条)。

① 外国の元首、及び、外国において次の各号に掲げる職にある者、並びに、これらの者であった者。 ⇒ PEPsに該当。

- 一 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 二 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 三 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 四 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 五 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 六 中央銀行の役員
- 七 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

② ①に掲げる者の家族(配偶者(内縁の配偶者を含む)、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子をいう。)

③法人であって、①及び②に掲げる者が実質的支配者である法人。なお、実質的支配者の概念については、後述。

補足

①との関係では、「これらの者であった者」についても、対象とされています。「once a PEP, always a PEP」の考え方に基づいています。

また、①では、「外国の」となっており、例えば、日本の政府高官を指すものではありません。

「PEPs等」の範囲についての英米との比較

米国や英国と比較した場合の違い（グローバル企業の場合、システム構築にあたり、相違点の認識が特に重要かと思います。）

- (1) 米国法では、政府等の“Senior Official”と記載されており（次頁(1)(i)a. 参照）、実質概念を採用しているため（次頁(2)(i)参照）、その範囲がやや不明確である等と言われているようですが、日本の犯収法の下では、「上級役員」などという幅の広い記載をしておらず、米国法と比べると概念の明確化が図られています。（なお、欧州指令の文言はより明確です。）
- (2) 米、英及びEUでは、政府高官等のknown close associate（政府高官等と緊密な関係にあると知れた者）も、PEPs等の概念に含められていますが、その判定が著しく困難で、PEPsのリストの範囲を広げすぎるとの批判があるようです。犯収法では、この緊密な関係にある者は、政令案でPEPsの範囲に含められていないようです。
- (3) 政府高官等であった者につき、「once a PEP, always a PEP」という格言がありますが、例えば、英国では、法文の解釈として、1年間が経過すれば、PEPsでない取扱いをすることがガイドラインで認められているなど（後述）、実質的には、運用で緩められています。EUの指令でも、1年経過後は、ハイリスクと扱わなくてよい旨が規定されています。日本の法文にこれに相当する規定はなく、欧州等と比べ厳しい文言となっています。
- (4) 政府ではなく、国連（United Nations）等の国際機関の役員について、欧州指令では、PEPsの概念に含めているようですが、犯収法では、国際機関の役員をPEPsとして、列挙していません。

参考:米国での「PEPs」の範囲

米国の連邦規則では、PEPs(Senior Foreign Political Figures)は、以下のとおり定義されています(31 CFR 1010.605(p))。

(1) The term “**senior foreign political figure**” means:

(i) A current or former:

(A) Senior official in the executive, legislative, administrative, military, or judicial branches of a foreign government (whether elected or not)

(B) Senior official of a major foreign political party

(C) Senior executive of a foreign government-owned commercial enterprise

(ii) A corporation, business or other entity that has been formed by, or for the benefit of, any such individual

(iii) An immediate family member of any such individual (Immediate family member means spouses, parents, siblings, children and a spouse's parents and siblings)

(iv) A person who is widely and publicly known (or is actually known by the relevant covered financial institution) to be a close associate of such individual

(2) For purposes of this definition:

(i) Senior official or executive means an individual with substantial authority over policy, operations, or the use of government-owned resources; and immediate family member means ... (略) ...

参考:英国での「PEPs」の範囲

英 「Money Laundering Regulation of 2007」

regulation 14 (4) and (5) の抜粋

(4) A relevant person who proposes to have a business relationship or carry out an occasional transaction with a politically exposed person must—
(a)have approval from senior management for establishing the business relationship with that person;
(b)take adequate measures to establish the source of wealth and source of funds which are involved in the proposed business relationship or occasional transaction; and
(c)where the business relationship is entered into, conduct enhanced ongoing monitoring of the relationship.

(5) In paragraph (4), “a politically exposed person” means a person who is—

(a)an individual who is or has, at any time in the preceding year, been entrusted with a prominent public function by—
(i)a state other than the United Kingdom;
(ii)a Community institution; or
(iii)an international body,
including a person who falls in any of the categories listed in paragraph 4(1)(a) of Schedule 2;
(b)an immediate family member of a person referred to in sub-paragraph (a), including a person who falls in any of the categories listed in paragraph 4(1)(c) of Schedule 2; or
(c)a known close associate of a person referred to in sub-paragraph (a), including a person who falls in either of the categories listed in paragraph 4(1)(d) of Schedule 2.

英 「Money Laundering Regulation of 2007」のガイドライン
(例として「Anti-money laundering guidance for trust or company service providers」のガイドラインから抜粋)

7.11.3 Politically exposed persons (PEPs)

Under the definition in Money Laundering Regulations 2007 regulation 14(5), a politically exposed person is a person who:

- is or has, at any time in the preceding year, been entrusted with a prominent public function by
 - i a state other than the UK
 - ii a Community institution (for example, the European Parliament), or
 - iii an international body (for example, the United Nations), or
- is an immediate family member or a ‘known close associate’ of such a person.

補足

英国のガイドラインでは、政府高官等であった者で、PEPsに該当する者を、過去1年間のいずれかのタイミングで政府高官等であった者に、法令の解釈で限定しているようです。法令の文言上は、そのような限定は見当たりませんので、法令の解釈によって範囲を限定していると評価できます。

参考：欧州指令での「PEPs」の範囲

DIRECTIVE (EU) 2015/849 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2015

Article 2

(9) 'politically exposed person' means a natural person who is or who has been entrusted with prominent public functions and includes the following:

- (a) heads of State, heads of government, ministers and deputy or assistant ministers;
- (b) members of parliament or of similar legislative bodies;
- (c) members of the governing bodies of political parties;
- (d) members of supreme courts, of constitutional courts or of other high-level judicial bodies, the decisions of which are not subject to further appeal, except in exceptional circumstances;
- (e) members of courts of auditors or of the boards of central banks;
- (f) ambassadors, chargés d'affaires and high-ranking officers in the armed forces;
- (g) members of the administrative, management or supervisory bodies of State-owned enterprises;
- (h) directors, deputy directors and members of the board or equivalent function of an international organisation. [発表者注：国連も含むと解されているようです。]

No public function referred to in points (a) to (h) shall be understood as covering middle-ranking or more junior officials;

Article 22

Where a politically exposed person is no longer entrusted with a prominent public function by a Member State or a third country, or with a prominent public function by an international organisation, obliged entities shall, **for at least 12 months, be required to take into account the continuing risk posed by that person and to apply appropriate and risk-sensitive measures until such time as that person is deemed to pose no further risk specific to politically exposed persons.**

補足

欧州指令では、政府高官等が当該職を辞した後、1年経過後は、リスクを見て、そのリスクにみあつた取扱いをすれば足りるものとされています（22条参照）。

「PEPs」についての課題

PEPsの判定・運用についての課題

- ①PEPsに該当するかの判定をどのように実施するか。
- ②特定取引についての毎回の厳格な取引時確認等の徹底をどのように実施するか。
- ③②が仮に実施できない場合にPEPsにあたることを理由に取引を拒絶できるか。

①について

(1) 外部の事業者を利用する場合

- 外部の事業者によるリストが不完全である可能性。
- 外部の事業者によるリストが氏名しか含んでいない場合も多く、同性同名の方なのか、本当にPEPsに該当する方なのかの判定が困難。

(2) 自社で世界各国の政府高官等のリストを作る場合

かなり煩雑。全世界での外国政府関係者及びその家族等についての網羅的な情報の取得は困難。なお、システム整備までは求められない模様。

(3) 申告を求める場合

すべての特定取引を網羅できるか、また、基本契約時に、PEPsでなくとも、その後に、PEPsとなっている可能性もあるが、どのように対応するか等の問題あり。(約款等で届出義務等を課すか。)

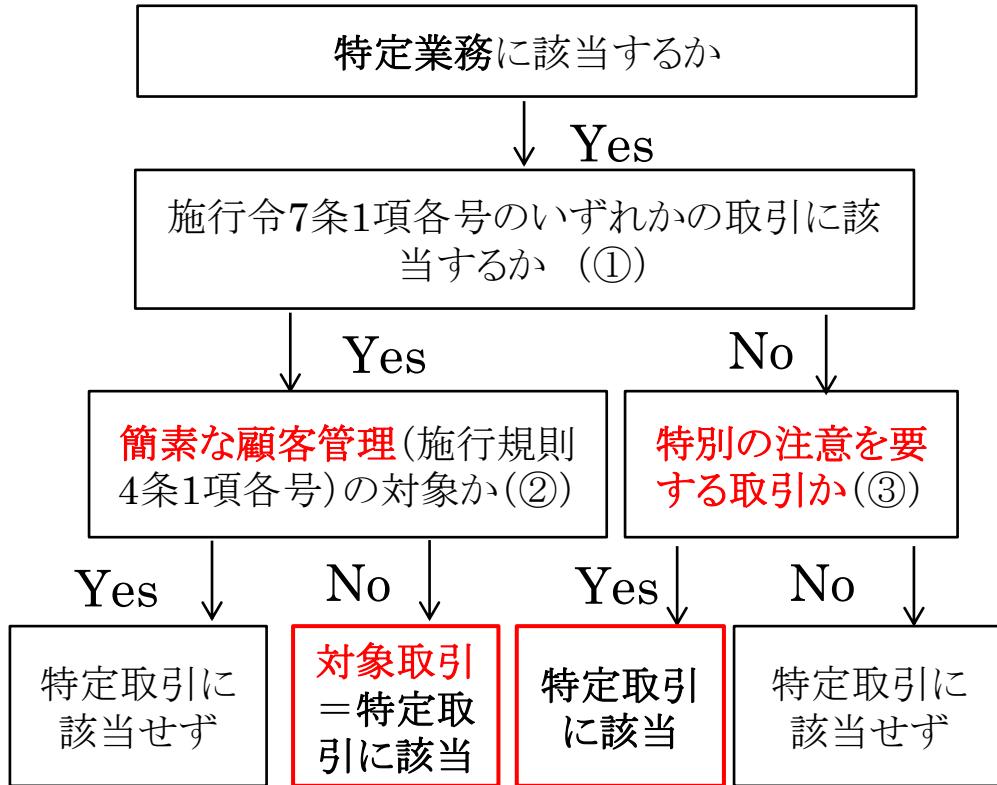
②について

例えば、外国政府高官等の日本に居住している親あるいは子供に、銀行、又は、カード会社が、クレジットカードを発行した場合、カードのキャッシング利用時毎に、毎回、厳格な取引時確認ということが現実的か。

③について

- ・②の運用が事実上困難である場合に、PEPsとの取引を拒絶してしまってよいか。不法行為責任や政治問題／レピュテーションの問題等を生ぜしめないか。
- ・自己申告によらず、外部の事業者の情報に基づいてPEPsにあたるかどうかを判定する場合、PEPsにあたることが明確でなくても、PEPsに該当する疑いが高ければ、取引を拒絶してしまってよいか。

取引時確認の要件 ⑤特定取引



補足

「顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定める取引」(新規則5条)とは、(i) 疑わしい取引(※)、又は、(ii) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引のいずれかに該当する取引です。

なお、施行令7条1項各号、又は簡素な顧客管理(新規則4条1項各号)の要件として、敷居値の金額が設定されているケースでは、二以上の取引が、一回あたりの金額を減少させるために行われているときに、合算して取引額が敷居値に達しているかを判断することとなります(施行令7条3項、新規則4条2項[新設])。

* 取引において收受する財産が、犯罪による収益である疑い、又は、顧客等が組織犯罪処罰法10条・麻薬特例法6条(犯罪収益隠匿)の罪を行っている疑いがあると認められる取引です。法8条の疑わしい取引の届出義務の部分で詳述。

改正の内容

(1)「簡素な顧客管理が許容される取引」への用語変更及び範囲拡張

「犯罪による収益の移転に利用されるおそれのない取引」の類型が「簡素な顧客管理が許容される取引」と言い換えられ、かつ、現金等の受払による公共料金／入学金等の支払いが当該類型に追加されます。

(2) 取引時確認が必要となる特定取引の概念の変更

[改正前] 施行令7条1項各号に該当し、かつ、規則4条1項各号に該当しない場合。

[改正後] 施行令7条1項各号に該当し、かつ、規則4条1項各号に該当しない場合、

又は、施行令7条1項各号に該当しないが、特別の注意を要する取引にあたる場合。

このように、特定取引の範囲に、「特別の注意を要する取引」の類型が追加され、取引時確認の範囲も拡張します。

(3)「対象取引」の概念の導入

改正前の特定取引の範囲を指す用語として、「対象取引」という用語が代わりに導入されます。

参考：施行令7条1項各号

- 一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項
次のいずれかに該当する取引
 - イ 預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結
 - ロ 定期積金等…(略)…の受入れを内容とする契約の締結
 - ハ 信託…(略)…に係る契約の締結
- 二 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立…(略)…
 - ホ …(略)…保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結
 - ヘ …(略)…共済に係る契約…(略)…の締結
 - ト …(略)…保険業を行う者が保険者となる保険契約…(略)…又は共済に係る契約に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払…(略)…
 - チ 保険契約又は共済に係る契約の契約者の変更
 - リ 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券(同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。)を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結
 - ヌ 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結(当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。)
 - ル 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結
 - ヲ 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条に規定する無尽に係る契約の締結
 - ワ …(略)…不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介
 - カ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介…(略)…を内容とする契約の締結
 - ヨ 商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結
 - タ 現金、持参人払式小切手…(略)…、自己宛小切手…(略)…又は無記名の公社債…(略)…の本券若しくは利札の受払いをする取引(本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。**第三項第一号において「現金等受取取引」という。**)であって、当該取引の金額が二百万円(現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、十万円)を超えるもの

- レ 他の特定事業者(法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。)が行う為替取引(当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。)のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し(**以下レ及び第三項第二号において「預金等払戻し」という。**)であって、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの
 - ソ イに掲げる取引を行うことなく為替取引又は自己宛小切手…(略)…の振出しを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結
 - ツ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結
 - ネ …(略)…社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結
 - ナ 電子記録債権法…(略)…の規定による電子記録を行うことを内容とする契約の締結
 - ラ 保護預りを行うことを内容とする契約の締結
 - ム 二百万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替又は二百万円を超える旅行小切手の販売若しくは買取り
 - ウ 外国銀行…(略)…の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引(ソに掲げる取引にあっては、為替取引に係るものに限る。)又はイ、ロ、カ若しくはソに規定する契約(ソに規定する契約にあっては、為替取引に係るものに限る。)に基づく取引
- 二 法別表第二条第二項第三十七号に掲げる者の項 同項に規定する賃貸借契約の締結
- 三 法別表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結
- 四 法別表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
- 五 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等(法第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。)の売買契約の締結
- 六 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

補足

施行令7条1項各号の内容は、改正前の範囲と同様です。

参考:「簡素な顧客管理が許容される取引」(規則4条1項)

七 令第七条第一項第一号 タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 令第七条第一項第一号 タに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ **電気、ガス又は水道水の料金**(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者若しくは同項第八号に規定する特定規模電気事業者、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者、同条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるものに限る。)の支払いに係るもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する入学会、授業料その他これに類するものの支払いに係るもの

ホハ 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号 タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの(当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)

ヘニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払いのために行われるものであって、当該支払いを受ける者により、当該支払いを行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者(以下「特定金融機関」という。)の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの(当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)

改正の内容

「簡素な顧客管理が許容される取引」については、特定取引の範囲から除外され、通常の取引時確認が不要とされますが、この「簡素な顧客管理が許容される取引」の類型が追加されます。

すなわち、施行令第7条第1項第1号 タ(金融機関での現金等の受払取引)に掲げる取引のうち、① **電気、ガス又は水道水の料金**の支払いに係るもの、及び、②学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校に対する**入学会、授業料その他これに類するものの支払い**の類型が追加されます。これは、犯罪収益移転危険度調査書において、これらの取引が、類型的に犯罪の収益の移転に利用されるリスクが小さい取引と判断されたことを受けた措置です。

参考：「関連する複数の取引が敷居値を超える場合」

マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会報告書（「報告書」）【抜粋】

FATFメソドロジー5. 2は、一定の敷居値（15,000米ドル／ユーロ）を超える一見取引を行おうとする場合、事業者に対し、取引時確認を行うことを求めている。この場合において、敷居値の判断には、取引が単独で行われたときのほか、関連するとみられる複数の取引で行われたときを含むとされている。FATFからは、我が国の法令上、関連するとみられる複数の取引で行われた場合の取扱いが直接明文で規定されていないとの指摘を受けている。

犯罪収益移転防止法第4条は、事業者に対し、一定の場合に取引時確認を行うことを求めており、これを受けて施行令第7条が取引時確認を行わなければならない一定の場合として特定取引を定めている。

施行令第7条第1項が定める特定取引のうち、FATFメソドロジーに該当する15,000米ドル／ユーロを超える一見取引としては、200万円を超える現金取引などがあるが、この場合において、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に取引時確認を免れるためのものである可能性があることから、敷居値を下回る複数の取引が関連しており、かつその合計額が敷居値を上回っていると認められるときは、敷居値を超える1個の取引とみなすことが適当である。

施行令第7条の敷居値については、「ごく短期間に同種の取引が多数行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に1つの取引と認められることもある」との解釈が平成24年3月から警察庁ウェブサイトで公開されており、我が国においてもこのような取扱いが既に行われているところである。

これに対しFATFからは、解釈による取扱いでは不十分であり、敷居値の取扱いについて法令により明確にされる必要があるとの指摘を受けていることから、FATFの求める水準を達成するためには、敷居値を下回る複数の取引が関連しており、かつその合計額が敷居値を上回っていると認められる場合の取扱いについて法令で規定することが必要である。

なお、この場合においては、敷居値が定められた趣旨が実質的に損なわれることのないようにすることが必要である。すなわち、FATFメソドロジー5. 2に示されているように、敷居値を下回る取引の場合に事業者が取引時確認を行わなければならないのは、その取引が関連する複数の取引であると外見的に認められるときに限られるのであって、敷居値を下回る取引について広汎に取引時確認が求められるような制度とすることは適当ではないと考える。

参考条文：組織犯罪処罰法10条、麻薬特例法6条、犯収法2条1項

組織犯罪処罰法10条

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等…(中略)…の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益…(中略)…の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(定義)

第二条

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為

[発表者注：麻薬犯罪に限らず、重大な犯罪をカバーすべきとのFATF勧告等を踏まえ、殺人、傷害、横領、詐欺、窃盗、盜品等罪、贈収賄を含め、幅広い範囲の犯罪を規定] (中略)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(中略)により提供された資金

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪

ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。)により供与された財産

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為(中略)により提供され、又は提供しようとした財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産以外の財産と混和した財産をいう。

麻薬特例法6条

(薬物犯罪収益等隠匿)

第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(定義)

第二条

3 この法律において「薬物犯罪収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第7号に掲げる罪に係る資金をいう。

4 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、薬物犯罪収益の果実として得た財産、薬物犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他薬物犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、薬物犯罪収益、薬物犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

犯罪収益移転防止法

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

補足 組織犯罪処罰法10条も、麻薬特例法6条も、犯罪収益等の取得・処分についての事実の仮装、又は、犯罪収益等の隠匿について処罰しています。また、犯収法2条1項に規定される「犯罪の収益」の範囲は、かなり広範です。

改訂FATF勧告では、税法違反(Tax Crimes)を前提犯罪(*Designated categories of offences means*)に含めていますが、組織犯罪処罰法で(関税法違反はカバーしているものの)法人税法違反、所得税法違反、消費税法違反等はカバーされていません。犯収法の「犯罪の収益」にもこれらは含まれません。平成16年の第159回国会で、「死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑を前提犯罪に追加する改正案が国会に上程され、これが可決されていれば、税法違反もカバー可能でしたが、共謀罪を含む改正案であったため、反対を受け、可決されませんでした。共謀罪等を含む組合法改正案については、今年の臨時国会へ再度法案上程予定と報道されています。なお、余談ですが、税法違反は、公益通報者保護制度の対象でもありません。但し上場企業の場合は税法違反が金商法違反(制度対象)となる場合が多いかもしれません。

取引時確認の要件

⑥法4条3項の例外(本人確認済み取引)に該当しないこと

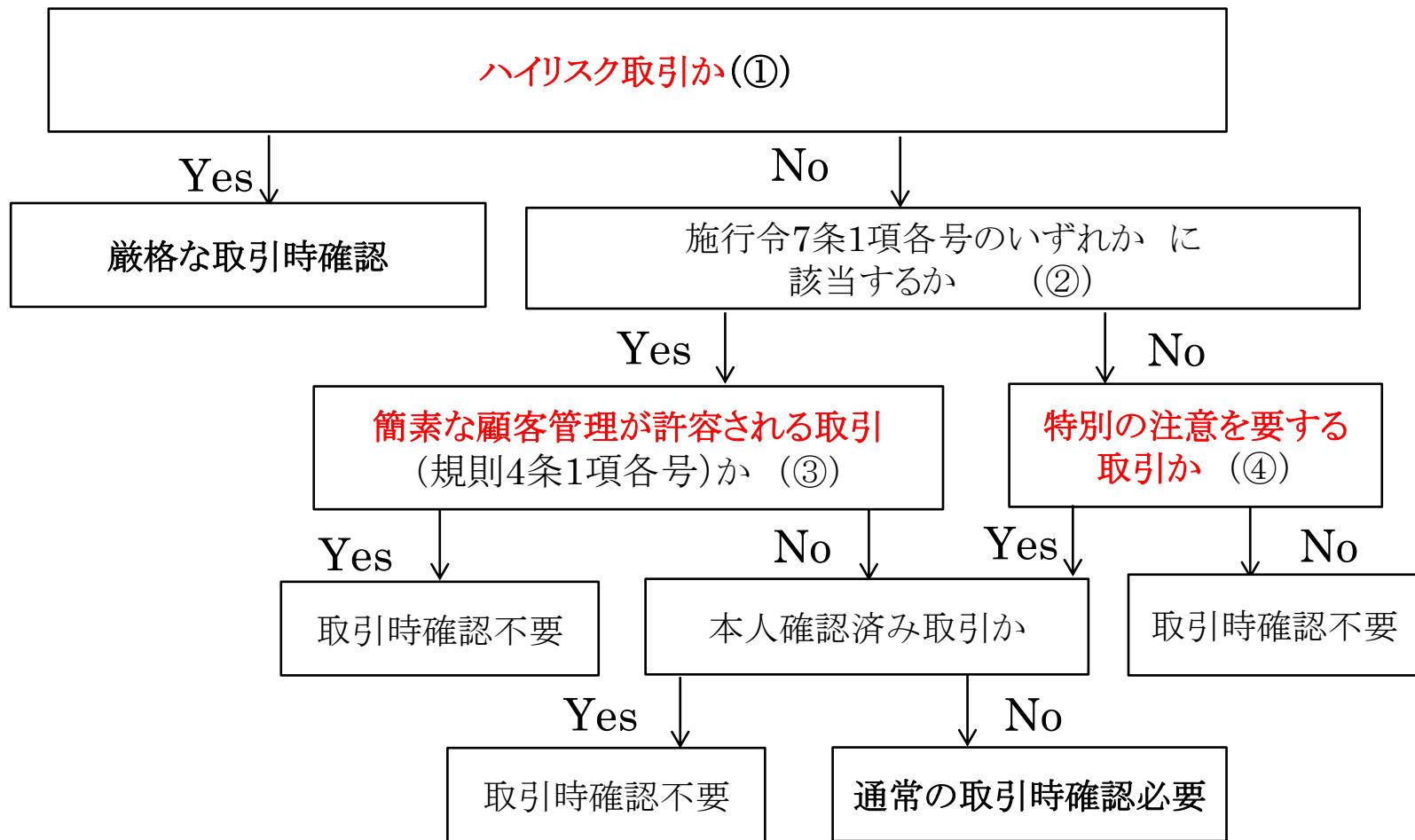
特定事業者が取引を行う顧客について既に取引時確認を行っており、かつ、当該取引時確認について記録(確認記録)を保存している場合(又はこれに準ずる場合 [=委託先により確認済みの場合、合併等による承継の場合。施行令13条1項参照])には、取引を行うに際しては、顧客から記録されている者と同一であることを示す書類等の提示又は送付を受けるか、顧客しか知り得ない事項等の申告を受けることにより、顧客が当該記録と同一であることを確認(但し、事業者が顧客と面識がある場合など、記録されている者と同一であることが明らかな場合は不要。)するとともに、確認記録を検索するための事項、取引等の日付、取引等の種類を記録し、取引の日から7年間保存すれば、取引時確認済みの顧客との取引として、改めて法4条1項に基づく取引時確認を行う必要はありません(法4条3項、施行令13条、新規則16条)。

ただし、その例外として、当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりますとしている疑いがある取引(いわゆる「なりすまし取引」)、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との間で行う取引(いわゆる「偽り取引」)、**疑わしい取引、及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引**については、取引時確認が必要となります(施行令13条2項、新規則17条[新設])。

改正の内容

過去に本人確認済みの取引であって確認記録を保存しているものについては、顧客の同一性の確認と一定の事項の記録の確認により、取引時確認を省くことができるのが原則ですが、いわゆる「なりすまし取引」及び「偽り取引」については、例外的に取引時確認が省けないものとされています。この例外的に取引時確認を省略できない類型に、**疑わしい取引、及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引**が追加されています。

まとめ：特定事業者による特定業務に属する顧客等との取引についての取引時確認の要否



改正の内容：①については、ハイリスク取引の範囲にPEPsの類型が追加されます。②については、特に変更がなく、③については、「犯罪による収益の移転に利用されるおそれのない取引」という用語が、「簡素な顧客管理が許容される取引」と言い換えられ、公共料金・授業料等の支払いが追加されます。また、④については、施行令7条1項各号に該当しなくても、特別の注意を要する取引については、従前と異なり、本人確認が原則として必要と変わります。

通常の取引時確認において確認する 必要がある事項

顧客本人についての取引時確認

取引時確認を行うに際しては、顧客等本人について、次の事項を確認する必要があります(法4条1項各号)があります。

(1) 本人特定事項 *

(ただし、国／地方公共団体／独立行政法人／上場会社／人格のない社団・財団等(「国等」。施行令14条、規則18条[現15条]参照。)が顧客本人である場合には、代わりに、現に取引の任にあたる自然人の本人特定事項の確認があれば可能です。)

(2) 取引を行う目的

(3) 自然人の場合は職業、法人(又は人格のない社団若しくは財団)の場合はその事業の内容。

(4) 法人の場合で、実質的支配関係にある者があるときは、その実質的支配者の本人特定事項

ただし、公認会計士・税理士・司法書士・行政書士(2条2項43号から46号)による取引時確認の場合は(1)の本人特定事項のみの確認で足ります(法4条1項)。

* 本人特定事項とは、個人の場合は、氏名、住居、及び生年月日。法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地。ただし、本邦に在留する外国人(=在留期間90日以内の短期在留者)であって、その所持する旅券又は乗員手帳の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができない者による対面取引(送金等、外貨両替、貴金属等の即時決済の売買)について一定の例外が認められています(施行令10条、規則7条1項1号参照)。

代表者等の取引時確認

(法人取引、代理人取引等の場合)

法人の代表者による取引、代理人による取引の場合など、取引を行っている自然人が顧客等本人と異なる場合には、その法人の代表者・取引担当者、代理人等(「代表者等」)についても、本人特定事項の確認を行う必要があります(法4条4項)。

改正の内容

改正による実質的な変更は予定されていないようです。

代表者等についての正当な権限の確認

法人の代表者による取引、代理人による取引の場合など、取引を行っている自然人が顧客等本人と異なる場合には、代表者等の本人特定事項を確認するに当たって、その前提として、「代表者等が顧客のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由」(正当な代理権限・代表権限等)を、委任状等により、確認することが必要となります(新規則12条4項[旧規則11条4項]参照)。

顧客等が自然人である場合については、従前と変わりません(新規則12条4項1号)。

一方、顧客等が自然人でない場合について、「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面(氏名の記載があるものに限る)を有している」(旧規則11条4項2号ロ)ケースが、特定取引等の任に当たっていると認められるケースからはずれることになります。

また、「当該代表者等が、当該顧客等の役員として登記されていること。」が、「当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。」と変更されます。

改正の内容

身分証明書については、**社員証等を所持**していることは単にその会社等に属していることを証明するものに過ぎず、代理権などの権限を与えられていることの**確認方法としては不適当**であるとのFATFの指摘を受け、正当な代理権限を確認できる方法からはずされています。

同様な理由で、**役員として登記されていても不十分**ということで、**代表権がある役員として登記されている場合に限定**されました。

社内マニュアル等の改定の検討が必要となります。

参照条文 規則12条4項(旧11条4項との比較)

改正施行規則12条

4 第一項の代表者等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等をいうものとする。

一 顧客等が自然人である場合 次のいずれかに該当すること。

イ 当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ハ 当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者(令第十三条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者。次号二本及び第十六四条第二項において同じ。)が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合(顧客等が人格のない社団又は財団である場合を除く。) 次のいずれかに該当すること。

イ 前号ロに掲げること。

ロ ~~当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面(当該代表者等の氏名の記載があるものに限る。)を有していること。~~

ロハ 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

ハニ 当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

二本 イからハニまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

本人確認書類

本人確認書類として認められる書類は、以下のとおりです(新規則7条)。

1 個人 (3、4の外国人を除く)

(1) 証明力の高い本人確認書類

- ① 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、旅券(パスポート)・乗員手帳(氏名及び生年月日の記載があるもの)、身体障害者手帳・精神障碍者保健福祉手帳・療育手帳・戦病者手帳(氏名、住居及び生年月日の記載があるもの) (新規則7条1号イ)
- ② 上記の他、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真があるもの (同号ロ)

(2) 証明力が中程度の本人確認書類 **New**

国民健康保険等の被保険者証・国家公務員共済組合等の組合員証・私立学校教職員共済制度の加入者証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・母子健康手帳(氏名、住居及び生年月日の記載があるもの)、又は特定取引等を行うための申込・承諾にかかる書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 (同号ハ)

(3) 証明力が低い本人確認書類

- ① (2)以外の印鑑登録証明書、戸籍の謄本・抄本(戸籍の附表の写しが添付されているもの)、住民票の写し、住民票の記載事項証明書 (同号ニ)
- ② 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの (同号ホ)

2 法人 (4の外国法人を除く)

(1) 登記事項証明書・印鑑登録証明書

- (2) 上記のほか官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

3 本邦内に住居を有しない短期在留者であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができないもの(現金等の受取引、両替・トラベラーズチェックの売買、引渡時に全額現金決済の貴金属の売買に限る)

氏名、生年月日の記載がある旅券、乗員手帳

【発表者注:現金等の受取引などにつき、短期在留者のニーズが高い一方、1回限りの取引が想定され、リスクが高くないと考えられたこと等から、住居の確認についての例外を認めたもの。】

4 本邦に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人

上記1、2のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、本人特定事項の記載があるもの

改正の内容

個人番号カードが本人確認書類に加わりました。なお、住民基本台帳カードは、改正後も経過措置により一定期間内は本人確認書類として利用可能です。また、**写真が付いていない書類を個人の本人確認に用いる場合、追加的措置が必要**とのFATFの要請がありましたので、これを受けて、国民健康保険者証等につき、直接提示では足りず、追加的措置が必要となる新たな書類類型(左記1(2))に整理される予定ですので注意が必要です。**A群、B群、C群、補完資料**と、やや複雑な分類となります。

通常の取引時確認の方法(1)

【本人特定事項の確認の方法】

1 個人の場合（3の外国人を除く）

1. 1 対面(直接提示)の場合 写し不可

- (1) 本人確認書類(証明力高)の提示を受ける方法(新規則6条1項1号イ) (※1)
- (2) 本人確認書類(証明力中・低)の提示を受け、取引関係郵便物を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法(同号ロ) (※2) (※3)
- (3) ①2点の本人確認書類(証明力中)の提示を受ける方法、又は、
②本人確認書類(証明力中)と本人確認書類(証明力低)・官公庁発行書類・補完書類の提示を受ける方法 (同号ハ)
New
- (4) 本人確認書類(証明力中)の提示を受け、かつ、それ以外の本人確認書類若しくは補完書類(現在の住居の記載があるものに限る)又はその写しの送付を受けて、これを確認記録に添付する方法 (同号ニ) **New**

1. 2 非対面の場合 の一般的な方法

本人確認書類又はその写しの送付を受けて、これを確認記録に添付するとともに、当該住居に宛てて、取引関係文書を、書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法 (同号ホ) (※2) (※3)

1. 3 本人限定郵便による方法

その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受けるとともに、本人特定事項の確認を行った者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項を特定事業者に伝達する措置がとられているもの)により、顧客又は代表者等に対して、取引関係文書を送付する方法 (同号ヘ) (※3)

1. 4 電子署名法に基づく電子証明書を用いる方法

電子署名法に基づく電子証明書(氏名、住居、生年月日の記録のあるものに限る)及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法 (同号ト)

1. 5 公的個人認証法に基づく電子証明書を用いる方法(同号チ、リ)

2 法人の場合（なお、代表者等の本人特定事項の確認も必要）

2. 1 対面(直接提示)の場合

本人確認書類の提示を直接受ける方法(規則6条1項3号イ) 写し不可

2. 2 非対面の場合の一般的な方法（同号ロ）（※2）

本人確認書類の提示を受け、取引関係郵便物を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

2. 3 電子署名法に基づく電子証明書を用いる方法（同号ハ）

3 日本に住居を有しない外国人(短期滞在者)で旅券等により住居を確認できない者（現金等の受払取引施行令7条1項1号外、両替・トラベラーズチェックの売買、引渡時に全額現金決済の貴金属の売買に限る）旅券等(国籍・旅券等の番号の記載があるもの)の提示を受ける方法

※1 ただし、官公庁発行書類によって確認を行う場合は、当該書類の提示は顧客本人により行われる場合に限られます。代理人などの本人でない者からの提示による方法は認められません。

※2 取引関係郵便物の送付の代わりに住居又は本店等に実際に赴いて取引関係文書を交付する方法等について規則6条4項(旧5条4項)が規定しています。

※3 国等に該当する法人の代表者等の本人確認のケースにおいての例外的措置について、規則12条3項(旧11条3項)が規定しています。

※4 なお、1. 1及び2. 1の対面取引に関し、本人確認書類・補完書類に現在の住居又は法人の所在地の記載がないときのための例外措置の規定が規則7条2項(旧6条2項)にあります。

改正の内容

国民健康保険者証等につき、顔写真がないため、対面での直接提示では足りず、追加的措置が必要となる新たな類型に整理されました。依然として一定の証明力は認められるため、実態に合わせ、1.1(3)と(4)の簡易な追加的措置を認める類型が新たに追加される予定です。

また、公的個人認証法の改正に伴い、引用条文の修正等、所要の改正がされる予定です。

参考：写真なし確認書類の扱い

報告書【抜粋】ア 写真なし証明書の取扱い

FATFメソドロジー5. 3は、事業者に対し、信頼できる独立した情報源に基づく文書等を用いて顧客の本人確認を行うことを求めている。本人確認書類に顔写真が付いていることはFATFメソドロジーにおいて必須とはされていないが、FATFからは相互審査において、写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置をとることが要請されている。

施行規則第6条は、本人確認に用いることができる証明書類について定めており、運転免許証、旅券等の顔写真が付いている書類のほか、健康保険証等の顔写真が付いていない書類(以下「写真なし証明書」という。)も証明書類として認められているところである。

FATFメソドロジーは、証明書類に写真が付いていることを明示的に求めてはいないものの、FATFからは相互審査において、写真なし証明書を本人確認書類として用いる場合には、事業者が顧客の住居に宛てて転送不要郵便により取引関係文書を送付するなどの二次的確認措置を行うことが必要との指摘を受けている。

これについて、まず、写真なし証明書を自然人の本人確認書類として法令上認めないとすることについては、前回懇談会報告書において「いわゆる証明弱者が相当数存在する中、それらの者が各種サービスを受けることを困難にするので不適当である」としているが、この結論は引き続き維持することが妥当である。

他方、写真なし証明書はそうでない書類と較べて当該書類の持参人が真にその名義人と同一であるかどうかの確認能力という点において劣ることは事実である。

従って、写真なし証明書については自然人の本人確認書類として引き続き利用を認めが必要であるが、FATFの指摘に対応するため、写真なし証明書を利用する場合には補完的な確認措置を求めることとする必要であると考える。

補完措置としては、まず、顧客の住居に宛てて転送不要郵便で取引関係文書を送付することが考えられる。ただし、この補完措置は銀行口座の開設等の継続的な取引関係の開始に当たつては利用可能であるものの、一見取引で即時性が求められるものには不適当であることから、異なる本人確認書類や公共料金の領収書などの追加書類を求めるなども補完措置として検討するべきである。

通常の取引時確認の方法(2)

【取引の目的の確認方法】

申告を受ける方法によります(新規則9条)。

【職業及び事業の内容の確認方法】

自然人／人格のない社団・財団の場合、申告を受ける方法によります(新規則10条1号)。

国内法人の場合、①定款(これに相当するものを含む)、②法令の規定により法人が作成することとされる書類で、法人の事業の内容の記載があるもの、③登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)、④官公庁発行書類等で法人の事業の内容の記載があるもの(有効期限のない場合は6ヶ月以内のもの)を確認する方法によります(新規則10条2号)。

外国法人の場合、①国内法人の場合と同じ書類、②外国法令により法人が作成することとされる書類で、法人の事業の内容の記載があるもの、③外国の官公庁発行書類等で法人の事業の内容の記載があるもの(有効期限のない場合は6ヶ月以内のもの)を確認する方法によります(新規則10条3号)。

【実質的支配者の確認方法】

代表者等から申告を受ける方法によります(新規則11条1項)。

改正の内容

改正による実質的な変更は予定されていないようです。

実質的支配者概念

実質的支配者概念は、以下の内容に変更されます。

1 資本多数決法人の場合

- (1) 当該法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を有している自然人があるもの(ただし、実質的に支配する意思若しくは能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接的に有しているとき(※)を除きます。) その自然人。
(2) 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があると認められるとき その自然人。 New

※ なお、該当性の判断に際しては、当該自然人が有する議決権の割合と、当該自然人の支配法人が有する議決権の割合を合計して判断するものとされます(新規則11条3項参照)。ここに、支配法人とは、当該自然人がその議決権の二分の一を超える議決権を有する法人をいうものとされます。また、当該自然人と当該自然人の支配法人の議決権の割合の合計が二分の一を超えることとなる法人についても、支配法人に含まれます。

2 資本多数決法人以外の法人の場合

- (1) 当該法人の事業から生じる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1以上を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人があるもの(ただし、実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接的に有している場合を除きます。) その自然人
(2) 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの その自然人

3 1(1)(2)、2(1)(2)のいずれにも該当しない法人の場合

当該法人を代表し、その業務を執行する自然人。

なお、国等(施行令14条4号及び規則18条6号から10号に掲げるものを除く。)又はその子会社は、この実質的支配者確定との関係では、基本的に自然人とみなされます(新規則11条4項)。 例えば、顧客である法人が、国により51%、ある自然人により49%持たれている場合、その自然人は、実質的支配者に該当せずに済みます。

参考：実質的支配者概念の変更の背景

報告書【抜粋】

FATFメソドロジー 5. 5. 2は、事業者に対し、法人である顧客の実質的支配者(Beneficial Owner)を確認することを求めており、我が国は前回改正により当該確認に関する規定を整備したところであるが、FATFからは、実質的支配者について自然人まで遡る必要がある等の指摘を受けている。

法人顧客の実質的支配者(前回懇談会報告書ではBeneficial Ownerの訳語として「実質的支配者」ではなく「真の受益者」を当てているが、内容は同一である。)に関する情報を取得することについて、前回懇談会報告書では「顧客管理の基本であり、一定の効果があることにかんがみると、基本的には、これを取得するということは適当である」としているところである。

これを受けた前回改正により設けられた犯罪収益移転防止法第4条第1項第4号では、事業者に対し、法人顧客に実質的支配者があるときはその者の本人確認を行うことが義務付けられたところであり、また、施行規則第10条第2項では、実質的支配者として、株式会社等の資本多数決原則をとる法人については議決権の4分の1超を有する者、それ以外の法人については代表する者をいうこととされた。

改正法及び改正規則に対しFATFからは、顧客が法人である場合には常に自然人まで遡った実質的支配者の確認を行わなければならないことについて更なる指摘を受けている。

このFATF指摘に対応する制度とした場合には、法人顧客やその株主等及び事業者にとって非常に大きな負担が課されることとなるが、他方、単にFATF指摘に対応するという観点のみならず、法人の透明性の確保が世界的な課題となっており、我が国もこれに対応するための行動計画を策定していることなども踏まえると、実質的支配者の定義を含め、FATFメソドロジーに沿った制度とすることが妥当である。

なお、現在我が国には法人が自らの実質的支配者を把握するための制度がないことから、上記の措置を講ずるに当たっては、FATF勧告33において、法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、その仕組みを事業者が利用可能にすることが求められていることを踏まえ、法人顧客及び事業者の負担軽減の観点も含めた新たな制度についても関係省庁における検討を求みたい。

改正の内容

上記報告書にも記載されていますとおり、実質的所有者を見るために、一段階しか見なくてよい建付けとなっていましたが、親会社の親会社の親会社などと、**最終的な実質的支配者である自然人(Ultimate Owner)に行きつくまで何段階でもチェックしなければならない建付けとすべきとの趣旨のFATFの指摘を受け**、そのように変わることになります。なお、海外では、株主の持株数が、登記により確認できたり、簡単に会社の実質的所有者をチェックできる制度を有する国もありますが、日本の場合は実質的所有者を簡単に確認できる制度が用意されておらず、今後に向けての課題と考えられています。

参考：実質的支配者概念（欧州指令3条6号）

(6)	'beneficial owner' means any natural person(s) who ultimately owns or controls the customer and/or the natural person(s) on whose behalf a transaction or activity is being conducted and includes at least: [発表者訳:実質的所有者とは、自然人であって、顧客を最終的に所有し若しくは支配する者、又は当該自然人のために取引が行われる者をいい、少なくとも、次の者を含みます。]
(a)	in the case of corporate entities: [発表者訳:法人の場合]
(i)	the natural person(s) who ultimately owns or controls a legal entity through direct or indirect ownership of a sufficient percentage of the shares or voting rights or ownership interest in that entity, including through bearer shareholdings, or through control via other means, other than a company listed on a regulated market that is subject to disclosure requirements consistent with Union law or subject to equivalent international standards which ensure adequate transparency of ownership information.[発表者訳:自然人であって、顧客の株式の議決権又は所有権の十分な割合を直接又は間接に所持又は支配していること。ただし、上場会社を通じた議決権等の所持又は支配は考慮しないものとします。] A shareholding of 25 % plus one share or an ownership interest of more than 25 % in the customer held by a natural person shall be an indication of direct ownership. A shareholding of 25 % plus one share or an ownership interest of more than 25 % in the customer held by a corporate entity, which is under the control of a natural person(s), or by multiple corporate entities, which are under the control of the same natural person(s), shall be an indication of indirect ownership. This applies without prejudice to the right of Member States to decide that a lower percentage may be an indication of ownership or control. Control through other means may be determined, inter alia, in accordance with the criteria in Article 22(1) to (5) of Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council; [発表者訳:ある自然人が顧客の株式の25%超を保有している場合は、実質的支配者を基礎づける直接の所有を推認させるものとします。また、ある自然人が実質的支配者である法人が、顧客の発行する株式の25%超を保有している場合や、ある自然人が実質的支配者となっている複数の法人による顧客の発行する株式の合計数が25%超である場合には、実質的支配者を基礎づける間接的所有を推認せるものとします。ただし、各加盟国は、25%より小さい値を代わりに設定することができるものとします。実質的支配は、他の方法によっても基礎づけることができ、とりわけ、欧州指令(2013/34/EU)の第22条1項から5項（会計上の子会社の支配基準等について規定）に従って決定することもできます。]
(ii)	if, after having exhausted all possible means and provided there are no grounds for suspicion, no person under point (i) is identified, or if there is any doubt that the person(s) identified are the beneficial owner(s), the natural person(s) who hold the position of senior managing official(s), the obliged entities shall keep records of the actions taken in order to identify the beneficial ownership under point (i) and this point; [仮訳:もし、(i)他のいかなる方法によっても、(i)によって実質的支配者となる自然人が確定できず、かつ、疑わしい事情がない場合、又は、(i)によって確定される自然人が実質的支配者であることにつき、疑わしい事情がある場合には、顧客である法人の重要な役員(senior managing official)を顧客の実質的支配者とするものとし、取引時確認を義務付けられた者は、(i)及び(ii)に従った判断を記録するものとします。]
(b)	in the case of trusts [発表者注:信託の場合]: (略)

補足 欧州指令は25%基準を用いるなど、犯収法の基準にかなり似ていますが、各加盟国に裁量を与えるため、犯収法より柔軟性のある記載ぶりとなっています。また、実質的支配者であるかのように判断される者が、本当に実質的支配者かどうか疑わしい場合の例外規定が欧州指令には設けられている点等が犯収法と異なるのではないでしょうか。

参考：実質的支配者の確認と欧洲指令

Article 30

1. Member States shall ensure that corporate and other legal entities incorporated within their territory are required to obtain and hold adequate, accurate and current information on their beneficial ownership, including the details of the beneficial interests held.

Member States shall ensure that those entities are required to provide, in addition to information about their legal owner, information on the beneficial owner to obliged entities when the obliged entities are taking customer due diligence measures in accordance with Chapter II.

2. Member States shall require that the information referred to in paragraph 1 can be accessed in a timely manner by competent authorities and FIUs.

3. Member States shall ensure that the information referred to in paragraph 1 is held in a central register in each Member State, for example a commercial register, companies register as referred to in Article 3 of Directive 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council or a public register. Member States shall notify to the Commission the characteristics of those national mechanisms. The information on beneficial ownership contained in that database may be collected in accordance with national systems.

4. Member States shall require that the information held in the central register referred to in paragraph 3 is adequate, accurate and current.

補足 欧州マネーロンダリング防止指令においては、各加盟国が、各法人の実質的株主及びその実質的株主が保有している利益(株式数等)に関する適切、正確かつ最新の情報を各法人が取得・保有することを確保し、当該法人が、本人確認を行わなければならない主体から、法的な所有者及び実質的な所有者に係る情報の請求を受けた場合には、これを提供させるよう義務付けなければなりません(30条1項)。また、法的な所有者及び実質的な所有者に係る情報が、"Central Register"(例えば、商業・法人登記簿)に登録されるようにしなければなりません(30条3項)。日本についても、これと類似の制度の導入が将来的に検討されることになるのではないかでしょうか。

通常の取引時確認の特例

特定事業者は、通常の取引時確認を要する取引のうち、次に掲げる取引については、口座振替を行う銀行やカード決済を行うイシュアーカード会社等で過去に直接に通常の取引時確認・記録がなされており、かつ、これらの事業者の同意が得られれば、当該銀行やカード会社等が実施した取引時確認の結果に依拠する形で、本人特定事項等の確認を行うことが認められています。

- (1) 口座振替決済の場合(新規則13条1項1号)
- (2) クレジットカードによる決済の場合(新規則13条1項2号)

また、法4条1項に基づく取引時確認と同等な確認・記録作成・記録保存を過去に行っている場合（例えば、外為法による同等の確認・記録がなされている場合）、過去に行った確認が法4条1項に基づく確認でないとしても、確認を過去に行っている顧客等であることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法（＝顧客等の同一性の確認＋確認記録検索のための事項・取引日・取引の種類の記録及び7年間の保存）が通常の取引時確認の特例的な方法として認められています(新規則13条1項3号)。

ただし、当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引、及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引については、例外的に特例的な方法が認められません(新規則13条1項但書き)。

改正の内容

特例が認められない例外的な場合として、偽り取引、なりすまし取引が規定されていますが、この例外的な場合に、疑わしい取引、及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引のケースが追加される予定です。

厳格な取引時確認の方法

厳格な取引時確認(法4条2項)の場合、通常の取引時確認(法4条1項)と以下の点で異なります。

1 「本人特定事項」の確認について(新規則14条1項)

(1)電子署名を用いない場合 (=対面・非対面・本人限定郵便)

①通常の取引時確認で認められている方法での確認、かつ、②当該顧客等又は代表者等から、その住居若しくは主たる事務所の所在地の記載がある本人確認書類若しくは補完書類(但し、①で用いていない別の書類が必要)の提示を受け、又は本人確認書類/補完書類若しくはその写しの送付を受け、確認記録に添付する方法。

(2)電子署名を用いる場合

本人確認書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくは写しの送付を受けて、確認記録に添付する方法(但し、現在の住居の記載がないときは、補完書類の提示、又は補完書類若しくは写しの送付を受けて確認記録に添付することが必要)。

なお、なりすまし取引・偽り取引については、関連時取引時確認を行った際に取った本人特定事項の確認方法とは異なる方法によることとされます。

2 「取引を行う目的」の確認について

3 「職業(自然人の場合)、事業の内容(法人の場合)」の確認について

2も3も、いずれも、通常の取引時確認と同じです。

4 「実質的支配者」の確認について (新規則14条3項)

次の書類又はその写し及び、実質的支配者の本人確認書類又はその写しを確認すると共に、顧客等の代表者等からの申告を受けることが必要です。

- (1) 資本多数決法人 — 株主名簿、有価証券報告書その他これらに類する法人の議決権の保有状況を示す書類
- (2) 資本多数決法人以外の法人 — 登記事項証明書、官公庁発行書類等で、法人の代表を証するもの、外国政府等発行の同様の書類

5 資産及び収入の状況の確認方法(新規則14条4項)

5の事項については、ハイリスク取引のうち、200万円を超える取引で、確認が必要となります。但し、疑わしい取引の届出の要否の判断に必要な限度で行えば足りるとされています(法4条2項参照)。

自然人—源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳・これらに類する書類により確認。

法人—BS・PL・これらに類する書類により確認。

改正の内容

実質的支配者の確認について、実質的支配者の本人確認書類又は写しの確認だけでなく、当該顧客等の代表者等から申告を受けることが必要である旨が明記されています。

参考:PEPsをハイリスク取引とする背景

報告書【抜粋】

FATF勧告6は、事業者に対し、顧客がPEPsである場合には、通常の顧客管理措置に加えて一定の措置を実施すべきことを求めている。FATFからは、我が国の法令にはPEPsに關しこうした措置を義務付ける規定が置かれていないことについて指摘を受けている。

FATF勧告においてPEPs(Politically Exposed Persons)とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局者などをいうが、FATF勧告6は、事業者に対し、顧客がPEPsに該当するか否かを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。

FATFは、PEPsとマネー・ローンダリングとの関係について、PEPsはその立場の故にマネー・ローンダリング等の犯罪に巻き込まれる潜在的なおそれがあるとしており、個々のPEPsの事情に関わらず常にリスクの高いものとして取り扱われなければならないとするなど、各国に対し厳格な措置をとることを強い姿勢で求めている。

従って、FATFの指摘に対応するため、PEPsに関する規定の整備を行うことが必要である。その際には、事業者において個々の顧客がPEPsであるかどうかの判断が難しいことを踏まえ、対象となるPEPsの範囲が明確になるよう配意が必要である。

参考：欧洲でのハイリスク取引（PEPs等）における顧客管理)

欧洲指令 20条

With respect to transactions or business relationships with **politically exposed persons**, Member States shall, in addition to the customer due diligence measures laid down in Article 13, require obliged entities to:

- (a) have in place appropriate risk management systems, including risk-based procedures, to determine whether the customer or the beneficial owner of the customer is a politically exposed person;
- (b) apply the following measures in cases of business relationships with politically exposed persons:
 - (i) obtain senior management approval for establishing or continuing business relationships with such persons;
 - (ii) take adequate measures to establish the source of wealth and source of funds that are involved in business relationships or transactions with such persons;
 - (iii) conduct enhanced, ongoing monitoring of those business relationships.

補足

欧洲指令では、PEPsとの取引について、以下を要求しています。

- (a) 適切なリスク管理の体制(PEPsに該当するかの判断のためのリスクベースドな手続きを含む)
- (b) PEPsとの取引関係において、以下を適用すること。
 - (i) 取引の開始又は継続に際し、業務統括管理者の承諾を得ること。 (ii) PEPsとの取引関係又は取引関連する資金・資産の資金源を確認するための適切な措置を取ること。 (iii) 強化された継続的な取引関係のモニタリングを行うこと。

なお、日本の犯収法と異なり、個別の取引毎に毎回常に取引時確認を行うことまでは義務付けていない文言と読みます。

確認記録の作成義務等(法6条)

特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、確認記録を作成しなければならず(法6条1項)、これを所定の期間保存しなければなりません(法6条2項)。

1 確認記録の記録方法

記録方法は、文書、電磁的記録、又はマイクロフィルムを用いる方法(新規則19条1項1号)。

2 確認記録の記録事項

記録事項は、新規則20条1項各号に記載された事項。

3 取引記録に添付するもの

- (1) 確認記録に添付することが求められている書類、及び、
- (2) 電子署名を用いた本人特定事項の確認方法を用いた場合には、当該方法により確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

です。

※ これらは、確認記録の一部とみなされます。

4 取引記録の保存期間

取引終了日及び取引時確認済みの取引に係る取引終了日のうち後に到来する日から7年間(新規則21条1項参照)。

改正の内容

PEPs(外国政府高官等)との取引が、記録事項に追加されています(新規則20条1項22号)。なお、実質的支配者は、必ず存在することになると解されますので(∴代表者すらない法人はないため。)、「**実質的支配者の有無**」の項目は、記録事項からは離れることとされています(旧規則17条1項18号参照)。

取引記録の作成義務等(法7条)

【土業以外の特定事業者の場合】

特定事業者(土業を除く)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、取引記録等を作成し、これを所定の期間、保存しなければなりません(法7条1項)。

1 取引記録等の記録方法

記録方法は、文書、電磁的記録、又はマイクロフィルムを用いる方法です(新規則23条)。

2 取引記録等の記録事項

記録事項は、新規則24条各号(※)に記載された事項です。

※当分の間適用とされる過去の改正時の経過措置規定にも注意。

3 取引記録等の保存期間

当該取引の行われた日から7年間です。

4 作成・保存が不要となる場合

財産移転を伴わない取引、価額が1万円以下の財産の財産移転に係る取引等、施行令15条1項各号、新規則22条1項各号に掲げる取引については、記録作成・保存が不要。

【土業の特定事業者の場合(弁護士除く)】

特定事業者(土業に限る)は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、取引記録等を作成し、これを所定期間、保存しなければなりません(法7条2項)。

1 取引記録等の記録方法

土業以外の特定事業者の場合と同じです。

2 取引記録等の記録事項

記録事項は、新規則24条各号に記載された事項です。

3 取引記録等の保存期間

特定受任行為の代理等の行われた日から7年間です。

4 作成・保存が不要となる場合

司法書士・司法書士法人による特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が200万円以下のもの、及び、任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等(施行令15条2項、新規則22条2項)。

改正の内容

改正による実質的な変更は予定されていないようです。

疑わしい取引の届出義務(法8条)

特定事業者(土業を除きます)は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し、組織的犯罪処罰法10条の罪若しくは麻薬特例法6条(収益隠匿)の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、行政庁に届け出なければなりません。

1 疑わしい取引の届出の要否の判断

疑わしい取引の要否の判断は、①取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、②規則26条で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するなど規則27条で定める方法により行わなければならないこととなりました(法8条2項)。

2 新規則26条で定める確認項目

- (1) 疑わしい取引の態様と、特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較
- (2) 疑わしい取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った過去他の特定業務に係る取引の態様との比較
- (3) 疑わしい取引の態様と、取引時確認の結果等

特定事業者が取引時確認の結果について有する情報との整合性

3 新規則27条で定める判断の方法

- ① 通常の取引の場合(但し、②・③の場合を除きます) 規則26条に定める項目に従って疑わしい点があるかどうかを判断することとなります。
- ② 既に確認記録又は取引記録を作成・保存している既存顧客との間で行った特定業務に係る取引の場合(但し、③の場合を除きます)
過去の確認記録、取引記録、新規則32条1項2号及び3号に掲げる措置により収集された情報その他の当該取引に関する情報を精査し、かつ、①の方法により判断することとなります。
- ③ハイリスク取引、顧客間を行う上で特別の注意を要する取引、犯罪収益移転度調査書で注意を要するとされた国等に居住する顧客等との取引その他の犯罪収益の移転の危険性の程度が高いと認められる取引必要な調査を行った上で、業務統括管理者又はこれに相当する者が確認することとなります。

改正の内容

FATFによる勧告を受け、疑わしい取引の届出の要否の判断の方法等に関する規定が新設されています。

弁護士による取引時確認(日弁連規程2条、8条3項)

取引時確認の主体・要件・行為の内容	
主体	弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士（「弁護士等」）は、 コメント：規程改定により、 <u>外国法事務弁護士法人を主体に追加する必要があるかもしれません。</u>
要件	<p>①法律事務に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し、又は依頼者から若しくは依頼者のために金員、有価証券その他の資産（その合計が<u>200万円以上のもの</u>）を預かり（金融機関による振込等による送金の場合を含む。）若しくはその管理を行う（「資産管理行為等」）とき（日弁連規程2条1項）、 例外：裁判所による判決等により関係者が負担する債務を弁済するために資金の預託を受ける場合、弁護士の報酬又は費用の前受けとして金員を受領した場合等（詳細は2条1項但書参照）</p> <p>②(i)不動産の売買、(ii)会社の設立又は経営を目的とする出資その他これに類する資金拠出をする行為又は手続、(iii)会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は定款に規定された目的の変更、(iv)会社の業務を執行し、又は会社を代表する者の選任、(v)団体等の設立又は合併に関する行為、(vi)団体等の定款、規約又は組合契約に規定された目的の変更、(vii)団体等の業務を執行し、又は団体等を代表する者の選任、(viii)信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更、(ix)会社の買収又は売却 [発表者注：合併・会社分割・事業譲渡・株式売買・M&A等を含むとされます。]、のいずれかについて、依頼者のためにその準備又は実行をするとき（日弁連規程2条2項） [発表者注：日弁連の逐条解説では、「例えば、既存の契約書のチェックだけであれば該当しないことが多いであろうが、弁護士等が依頼者から事情聴取をした上で契約書を作成する行為は、取引等の「準備」に該当すると考えられる。」と記載しています。] 例外：官公署の委嘱の場合</p> <p>③法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合（日弁連規程8条3項） コメント：③では、①と異なり、<u>200万円以上との限定がないようですが、「200万円以上」との限定を明文で付した方がよいかもしれません。</u></p>
行為	本人特定事項の確認をしなければなりません。但し、刑事事件等において本人特定事項の確認を厳格に求めることが受任の妨げになるおそれがある場合についての特別措置規定があります（日弁連規則3条）。

* ただし、一度本人特定事項の確認を行ったことによって知れたる依頼者については、5年以内においては、ハイリスク取引に該当しない限り、同様の本人特定事項の確認を繰り返して行う必要はないと考えられます（日弁連規程2条4項）。

弁護士による取引時確認の方法

次のいずれかの方法

一 次に掲げる本人確認書類のいずれかの提示を受ける方法

イ 弁護士等に対する依頼の手続又は弁護士等に依頼する取引等に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 国民健康保険等の被保険者証

ハ 国民年金手帳

二 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ホ 法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書その他官公庁から発行され、又は発給された書類で、当該法人の本人特定事項の記載があるもの

三 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので本人特定事項の記載があるもの(前号に掲げるものを除く)の提示を受け、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書(委任契約書の作成を要しない場合は、当該依頼者との取引に係る文書。以下「委任契約書等」という)を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準じるもの(以下「書留郵便等」という)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの(以下「転送不要郵便物等」という)として送付する方法

四 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので本人特定事項の記載があるもの(写しを含む)の送付を受けて、当該本人確認書類(写しを含む。以下この号において同じ)を第五条第一項に規定する確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

五 他の事業者の紹介による依頼者で当該他の事業者が法令の規定により本人特定事項の確認を行っている場合、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らして、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合又は前三号に掲げる方法によって本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合において規則で定める方法

補足 **写真のない確認書類**についての見直しを受けた規程変更があるかもしれません。

また、ハイリスク取引(偽り取引、なりすまし取引、イラン、北朝鮮との取引)については、取引時確認とは異なる方法による確認が必要とされます(日弁連規程3条)が、**PEPsとの取引**については、規定がないため、同様に規程変更が必要かもしれません。

弁護士による取引時確認

○依頼者が法人である場合などには、取引担当者(代表者等)についての本人特定事項の確認や、依頼権限の確認が必要となる場合があります(日弁連規程4条)。詳しくは、以下のとおりとされます。

依頼者	依頼者の本人特定事項の確認	自然人の依頼権限の確認	自然人の本人特定事項の確認
国・地方公共団体	不要	必要	不要
人格なき社団又は財団	不要	不要	必要
上場企業等実在することが確実なもの	不要	必要	不要
実体のない法人その他の団体	必要	必要	不要
上記以外の法人、団体	必要	必要	不要

補足 上表のとおり、担当者個人の本人特定事項の確認は多くのケースで不要とされています。依頼権限の確認の方法は、「電話での確認、社員証の提示等も考えられる」旨が逐条解説に記載されていますが、**改正法で社員証では足りないとされている点等**も踏まえて、記載が見直されるかもしれません。なお、企業内弁護士による本人確認については議論があります。

弁護士による記録保存義務・体制整備義務等

- 記録保存義務(日弁連規程5条1項・2項、8条3項)。
確認記録・取引記録の作成／保存義務。保存期間は5年間。
- 体制整備の努力義務(日弁連規程9条)。従業員の教育等。
- 疑わしい取引の届出義務は犯収法上も日弁連規程上もありません。その代わり下記のような義務があります。
- 法律事務の依頼の受任時又は法律事務以外での資産の預託の受託時に、依頼の目的が、犯罪収益の移転であるかどうかについての慎重な検討義務(日弁連規程6条1項、8条1項)。
- 法律事務の依頼の目的又は法律事務以外での資産の預託の目的が、犯罪収益の移転であることを後から知った場合の説明・説得の努力義務(日弁連規程7条1項、8条3項)。
- 法律事務の依頼の目的 又は法律事務以外での資産の受託の目的が、犯罪収益の移転である場合の受任・受託禁止(日弁連規程6条2項、8条2項)。

* 法律事務の意義については、弁護士法3条、72条と同じとの解釈。

組織内弁護士と取引時確認義務等

Q 組織内弁護士について、弁護士会の会則により、所属する会社／組織の本人確認をする義務があるでしょうか。

A 日弁連の会則(規程・規則)をみると、企業内弁護士等の組織内弁護士について、自己が所属する会社の本人確認を免除するような規定は見当たりません。文言上は義務がかかっていると読むのが自然です。例えば、上場企業で働いている弁護士については、取引時確認は、依頼権限の確認(しかも口頭確認可)だけで済みますし、負担はそこまで重くないようにも思われますが、グループ再編・子会社の設立等の取引も考えれば、取引時確認、記録保存義務等の履行が煩雑となるケースも多く想定されます。

FATF勧告でも、組織内弁護士については、本人確認義務を課す必要はないとされているようですので(*), 日弁連の会則においても、早い時期に会則を変更し、組織内弁護士について、適用除外規定を設けることが望ましいと考えられます。

* FATF勧告(FATF Recommendations)の解釈ノート(Interpretive Notes)の用語集(Glossary)においては、本人確認義務等の対象とする「Designated non-financial businesses and professionals」の中に、組織内専門家(internal professionals)が含まれないことが明示されています。

外国送金での支払委託時の通知義務(法10条)

趣旨

国際間の資金移転を追跡し、犯罪による収益の出所を明らかにするため、我が国及び外国において送金業務を取り扱う銀行及び資金移動業者間で、電信送金を行う場合に、送金人情報の通知を義務付けるものです。

なお、以下、本頁において、銀行又は資金移動業者を「銀行等」といいます。

規定の内容

(1) 国内から外国への送金についての国内での顧客からの送金依頼受付窓口となる銀行等の通知義務

当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令(新規則31条)で定めるものを通知します(法10条1項、施行令17条、新規則30条)。

(2) 国内から外国への送金を、国内で中継する銀行等の通知義務

国内の銀行等から通知を受けた事項を通知します(法10条2項)。

(3) 外国から日本(又は国外から日本を経由して行われる外国から外国)への送金について、外国金融機関から国内で最初に支払委託を受理する銀行等の通知義務

外国所在為替取引業者から通知を受けた事項のうち、(1)の通知事項に相当する事項を通知します(同条3項)。

(4) 外国から日本(又は国外から日本を経由して行われる外国から外国)への送金について、外国金融機関から国内で最初に支払委託を受理する銀行等以外で送金を中継する銀行等の通知義務

国内の銀行等から通知を受けた事項のうち、(1)の通知事項に相当する事項を通知します(法10条4項)。

改正の内容

改正による実質的な変更は予定されていません。

取引時確認等を的確に行うための措置(法11条)

特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(「取引時確認等の措置」)を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずる義務を負います。また、次に掲げる措置を講ずる努力義務を負います(法11条)。

- ① 使用人に対する教育訓練。
- ② 取引時確認等の措置の的確な実施に関する規程の作成。
- ③ 業務統括管理者の選定。
- ④ 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講すべきものとして主務省令(新規則32条)で定める措置。
 - (i) 自らが行う取引(新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。)について調査し、及び分析し、並びに当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(「特定事業者作成書面等」)を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。
 - (ii) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。
 - (iii) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。
 - (iv) 顧客等との取引が新規則27条3号に規定する取引(=犯罪収益の移転の危険性の程度が高いと認められる取引)に該当する場合には、当該取引を行うに際して、取引の任に当たっている職員にその取引を行うことの

業務統括管理者による承認を受けさせること。

- (v) (iv)に規定する取引について、(ii)に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。
- (vi) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。
- (vii) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。
- (viii) (国内法人が外国に特定業務を行う子会社又は営業所を有する場合で、当該外国における取引時確認等の規制が日本よりも緩やかなときは、)
 - (a) (当該外国の子会社又は営業所による)犯収法の取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること、(b)(a)が外国法令により禁止されているため実施できない場合は、その旨を行政庁に通知すること。
- (ix) コルレス契約を継続的に行う場合にあっては、新規則32条4項各号の措置を実施すること。
※なお、新規則32条2項から4項については、説明を省略。

改正の内容

FATFの指摘を受け、「取引時確認等の措置のための体制整備」の努力義務の内容がより具体化されており、社内規定等での対応が必要になります。なお、取引確認事項を最新の内容に保つための措置義務については、文言が変更されていません。

関連：継続的な取引における顧客管理

報告書【抜粋】ア 継続的な取引における顧客管理

FATF勧告5が事業者に求める顧客管理措置には、その一つとして業務関係について継続的な管理を行うことが含まれている。FATFメソドロジー5.7では、この継続的顧客管理として、事業者に対し、業務関係を通じて継続的に取引を監視・精査することなどを求めている。我が国は、犯罪収益移転防止法で事業者に疑わしい取引の届出義務を課すことにより、事実上継続的顧客管理を求めているが、FATFからは、直接明文で継続的顧客管理を義務付ける規定がないことについて指摘を受けている。

継続的顧客管理とは、口座に基づく取引などの継続的な取引関係において、顧客の属性に照らし、その行う取引が通常想定される様と整合的であるかどうかを監視・精査することなどにより、顧客が行う取引にマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうかを判断することである。

また、そのためには、事業者において取引時確認事項を最新のものに保つとともに、顧客に関するその他の情報をリスクに応じて収集することが求められる。

この継続的顧客管理に関しては、前回改正により犯罪収益移転防止法第10条が設けられ、顧客の取引時確認事項に係る情報を最新のものに保つ義務が新設された。

また、犯罪収益移転防止法第8条は、事業者に対し、特定業務に係る取引についてマネー・ローンダリングの疑いがある場合には疑わしい取引の届出を行うことを義務付けている。この義務を履行するため、事業者は、特定業務に係る取引について、顧客に関する情報その他の事情を勘案して取引にマネー・ローンダリングの疑いがあるかどうかを判断する必要があり、そのために取引の内容を精査することとなっている。すなわち、我が国においては、法令上に明文の規定はないものの、間接的に事業者には継続的な顧客管理が求められているところである。

これに対しFATFからは、疑わしい取引の届出義務があることにより間接的に継続的顧客管理が行われているとするのでは不十分であり、法令により明文で事業者に対し義務付けられなければならないとの指摘があり、引き続き改善を求めており、このFATF指摘に対応するためには、継続的顧客管理を法令に明記することが必要である。

ただし、求められる継続的顧客管理の内容は業種・業態や取引様態によって様々である。従って、継続的顧客管理を法令に位置づけるに当たっては、すべての取引について一律の規定を置くのではなく、リスクベース・アプローチの考え方を踏まえてマネー・ローンダリングの危険性に応じた措置が講じられるものとすることが適当であると考える。

補足 上記を受けて、法11条に基づく努力義務の一つとして、「特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。」に加えて、「特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。」が追加されています。

関連：リスクベースドアプローチの徹底

報告書【抜粋】（4）リスクベース・アプローチ

FATF第4次勧告1は、リスクベース・アプローチの考え方方に立ってマネー・ローンダリング対策を行うことを明示的に打ち出している。

リスクベース・アプローチという考え方には、現行の犯罪収益移転防止法にも一部取り入れられているが、FATF第4次勧告では、マネー・ローンダリング対策に係る資源の効率的な配分という観点から、リスクベース・アプローチが本質的基礎とななければならないとされた。

FATF第4次勧告に沿ったリスクベース・アプローチを実現するためには、まず、国がリスク評価を行うことが必要である。

国が行うリスク評価においては、FATF勧告等に掲げられている項目等を参考にしつつ、我が国においてどのような取引がマネー・ローンダリングに利用されているか、またそのおそれがあるかについて幅広く評価するべきである。また、リスク評価はリスクの高さという観点に限らず、我が国においてどのような取引はマネー・ローンダリングのリスクが低いかという観点からも行うべきである。

次いで、リスクベース・アプローチの考え方を制度設計に反映することが必要であるが、その際の基本的な考え方は次のようなものであると考える。

第一に、国が行うリスク評価結果と整合的な顧客管理が事業者に求められるような制度でなければならない。具体的には、国がリスクが高いと評価した取引については、その評価結果に応じて犯罪収益移転防止法第4条第2項の厳格な取引時確認あるいは継続的な顧客管理における厳格な措置の対象とする必要がある。他方、国がリスクが低いと評価した取引については、義務の軽減・解除が望ましい。

第二に、リスクが高いとされた取引に対して事業者に対しどのような措置を求めるかについては、一律ではなく、国によるリスク評価の結果を踏まえて取引の類型ごとにきめ細かく定められるべきである。さらに、同一の類型に属する取引であっても個々の取引ごとにリスクは異なるものであることから、事業者においてどのような措置をとるかについてある程度選択的であるような制度となることが望ましい。

第三に、以上のようなリスクベース・アプローチの考え方には、制度設計全体を通じて実現されなければならない。とりわけ、継続的な顧客管理に関する新たな制度を設計する際には、その基本的な考え方とならなければならぬ。

補足 FATFからのリスクベースドアプローチの考え方において、まずは、国がリスク評価を行うことが必要とされたことを受けて、国家公安委員会による毎年の犯罪収益移転危険度調査書の作成、公表が法律により義務付けられました（法3条3項）。そして、国が行うリスク評価と整合的な顧客管理が事業者に求められるようにすべく、犯罪収益移転危険度調査書の内容を踏まえた、各種措置を行うべき努力義務が、特定事業者に課せられました（法11条）。さらに、各種事業者において、自らが行う取引について調査・分析し、その結果を踏まえて、取引時確認の際の情報収集や、継続的な顧客管理を行うよう努めるべきこととされています（新規則32条1項）。

関連：最新の内容に保つための措置を講ずる義務

報告書【抜粋】エ 既存顧客

FATFメソドロジー5.17は、事業者に対し、重要性及びリスクに応じて既存顧客について顧客管理措置を行うことを求めており、FATFからは、我が国にはこれに関する法令上の義務がないことについて指摘を受けている。

既存顧客とは、従来の制度の下で取引時確認がなされている顧客をいう。

継続的な取引関係に基づいて行われる個別の取引に関してマネー・ローンダリングのおそれを判断するためには、判断の基礎となる事業者が保有している顧客情報の正確性が保たれることが重要である。また、制度改正等により事業者が取得すべき顧客情報に変更が加えられたような場合には、既存顧客についての情報の追加的取得も問題となりうる。

顧客情報を最新のものに保つことについては、前回改正で犯罪収益移転防止法第10条が設けられ、事業者にその義務が課せられたことにより改善が図られたところであるが、FATFからは、既存顧客に対する顧客管理措置としての情報の追加的取得について引き続き指摘を受けているところである。

顧客に関する情報は、とりわけ継続的な顧客管理において、事業者がマネー・ローンダリングの疑いの有無を判断するに当たっての基礎となることを踏まえると、既存顧客について顧客情報を取得することは望ましいが、反面、すべての既存顧客について一律に情報の取得を義務付けることは事業者にとっても顧客にとっても過度の負担となる。

従って、FATF指摘に対応するという観点からは、既存顧客について情報の取得を求めることは適当であるが、その義務付けの程度については慎重に検討する必要がある。また、その対象についてもFATFメソドロジーを踏まえたものとすることが適当である。

補足 「情報を最新の内容に保つための措置を講ずる義務」については、特に変更がありません。確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客が事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要があります。一方、PEPsの取引については、ハイリスク取引と位置付けられ、取引毎の厳格な取引時確認により、本人特定事項にかかるデータが更新されていくことが想定されています。

関連論点：域外適用

- ✓ 外国法人(外国銀行等)の特定事業者が、日本の支店で銀行業等を行っている場合の犯罪収益移転防止法の適用範囲について
- ✓ 日本法人(銀行等)の特定事業者が、海外にも支店を持っている場合の犯罪収益移転防止法の適用範囲について

外為法の省令改正

改正の概要は？

犯収法の施行規則の改正にあわせ、以下の改正が予定されています。

① 顔写真のない本人確認書類による本人確認方法を変更（外国為替に関する省令8条関係）。

② マイナンバー法の施行に伴い発行される個人番号カードを本人確認書類に追加（別表関係）。なお、住民基本台帳カードについては、改正後も一定期間内は本人確認書類として利用可能。

③ マイナンバー法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う本人確認方法に係る規定の整備（省令8条関係）。

④ その他所要の規定の整備。

省令改正の施行時期等

パブコメ

平成27年6月24日に開始し、7月23日に意見募集を締め切っています。

施行時期

①及び④について：

平成28年10月1日予定。

②及び③について：

平成28年1月1日予定。

参考条文：外為法18条

外為法18条（銀行等の本人確認義務等）

1 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るもの）を除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

- 一 自然人 氏名、住所又は居所（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、財務省令で定める事項）及び生年月日
- 二 法人 名称及び主たる事務所の所在地

2 銀行等は、顧客の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために特定為替取引を行うときその他の当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人が当該顧客と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客の本人確認に加え、当該特定為替取引の任に当たっている自然人（以下この条及び次条において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもののために当該銀行等との間で現に特定為替取引の任に当たっている自然人を顧客とみなして、第一項の規定を適用する。

テロ資金凍結法の制定

正式名称は？

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」

成立・施行の時期は？

法律の可決：平成26年11月19日

法律の公布日：平成26年11月27日

施行令・規則案：平成27年8月22日パスコ
メ受付終了。結果公表時に政令案・規則案
の内容の変更の可能性あり。

施行日：**平成27年10月5日**

適用範囲は？

国内に主たる事務所の所在地・住居／居住地がある者が、**日本国外でする行為にも本法は適用**されます（法25条1項）。

FATFの指摘

- 国連安全保障理事会決議1267号、1373号等を受けた資産凍結等の措置について、国際取引については、外為法において措置あり。もとより、国内取引については、措置が十分でなく、手当てが必要。

法律の目的

- 国連安全保障理事会決議1267号、1373号等が、国際的なテロリズムの行為を防止し、かつ、抑止するためには国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、日本国が実施する財産凍結等の措置について必要な事項を定め、国際的なテロリズムの行為を防止・抑止すること。

テロ資金凍結法の概要

▶ (1) 国連決議1267号・1333号等に基づき国連が名簿に掲載した国際テロリストの氏名等の公告

国連決議1267号等により、安保理制裁委員会が資産凍結等をすべきと指定する国際テロリストが、国連の国際テロリストの名簿に記載されたときに、国家公安委員会が、遅滞なく、国際テロリストの氏名等を公告すること(法3条1項)。

アル・カイダ関係者や、タリバーン関係者が、国連決議1267号・第1333号・第1390号・第1988号及び第1989号に基づき国連(安保理制裁委員会)により対象として指定されています。

▶ (2) 国連決議1373号に基づき日本が国際テロリストと判断する者の指定・公告

国連決議1373号により、国家公安委員会が国際テロリストに該当すると判断する者の指定/仮指定・公告(法4条・5条)。

1373号に基づき、外為法で、センデロ・ルミノソ、コロンビア革命軍が指定されており、外為法と同等な範囲で、テロ資金凍結法に基づく指定がされることが予定されています(詳細な要件について法4条1項参照)。

▶ (3) 公告国際テロリストの行為に関する許可制

公告国際テロリスト((1)・(2)の国際テロリスト)は、次の行為を行うために、都道府県公安委員会の許可を要することとされています(法9条)。

- (一) 規制対象財産(※1)の贈与を受けること。
- (二) 規制対象財産の貸付けを受けること。
- (三) 規定対象財産の売却、貸付その他の処分の対価の支払いを受けること。
- (四) 預貯金等債務(※2)の履行を受けること。
- (五) 特定金銭債権(※3)を譲り渡すこと。

※1 1万5千円以上の金銭、有価証券・みなし有価証券、貴金属等、土地・建物、自動車、前払式支払手段、手形・小切手、船舶・小型船舶、航空機。

※2 ①預貯金に係る債務、②保険契約、簡易生命保険契約、又は共済に係る契約に基づく年金(人の生存を自由として支払が行われるものに限る。)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金、又は満期共済金の支払に係る債務、③金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務(保証に係る債務を含む)。

※3 上記(三)・(四)により債務の履行を受けることについて許可を要する債権。

▶ (4) 公告国際テロリストを相手方とする行為の制限

何人も、公告国際テロリストを相手方として、許可証の提示を受けることなく、許可を要する行為(3)参照)の相手方となる行為をしてはならないものとされます(法15条)。直罰なし。但し、15条違反後に、再違反禁止の命令を受けた後の反復的違反行為について罰則あり(法30条)。

▶ (5) 特定金銭債権の差押債権者に対する支払いの禁止命令

本法の脱法行為を防ぐため、一定の場合に、公安委員会が、債務者に対し、差押債権者への支払禁止命令を発することができる旨を規定(法16条)。

▶ (6) 規制対象財産の仮領置(=資産凍結)

公安委員会が、国際テロリストの一定の財産の提出を求め、その提出された財産を仮領置(すなわち一定期間保管)できる旨を規定(法17条)。

テロ資金提供処罰法の改正

正式名称は？

「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」

改正の概要

✓ テロ資金提供の犯罪化

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処するものとすること(法3条1項関係)。

✓ テロ資金の勧誘・要請等の犯罪化

公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処するものとすること(法2条1項関係)。

FATFの指摘

- テロ資金の供与を犯罪化が不完全であるとの指摘あり。

改正法の成立・施行日

法律の可決：平成26年11月14日

法律の公布日：平成26年11月21日

施行日：平成26年12月11日

補足

FATFの指摘事項のうち、犯収法、テロ資金凍結法、テロ資金提供処罰法での対処については、今回の改正で一応の目途がついたとされますが、パレルモ条約(共謀罪の犯罪化)については、依然として、課題が残っている状況です。

貸金業法施行令改正

改正の概要

政令(=施行令1条の2各号)で規定する類型の金銭の貸付等は、貸金業に該当せず、登録が不要とされているが、この貸金業に該当しない類型に次の類型を追加(施行令1条の2第7号新設)。

- 海外居住者が、外国の金融機関から発行を受けた、キャッシング機能の付されたクレジットカードを(日本への旅行時等に)日本国内で利用して、キャッシング(貸金)を受けた場合において、当該金融機関が、日本国内において、他のキャッシング業務を行わない場合。

なお、外国の金融機関が、非居住者向けにATMによるクレジットカードのキャッシングとあわせ、それ以外の貸金(例.住宅ローン)をも当該外国で業として行っていたとしても、この7号の類型に該当しうる(パブリックコメントの回答1番)。

公布・施行時期

- ✓ 平成27年7月17日公布・即日施行

改正の目的

- ✓ 日本再興戦略等を踏まえ、海外で発行されたクレジットカードによる貸付けに関する貸金業法の適用関係を明確化するもの。

補足 この類型に該当するとして、国内での貸金業登録が不要となる場合、犯収法2条2項28号・29号の特定事業者類型にも、該当せず。

関連:信用情報機関における名寄せと個人番号カードによる本人確認

割賦販売法

割賦販売法では、本人確認書類であって、免許証、パスポート、国民健康保険証のように、本人にしか交付されない書類について、当該書類に記載されている本人を特定するに足りる「番号、記号その他の符号」の通知を受けた場合には、これを指定信用情報機関に提供することとなっています(割賦販売法35条の3の56、施行規則118条6号、7号)。これは、信用情報(クレジットカード債務額等)の名寄せの精度をあげることで、過剰与信規制を、実効化あらしめるための規定です。

ところで、個人番号カードに記載された個人番号(マイナンバー)については、本人確認目的の取得は、認められないとされ、個人番号カードの表面の写しを取ることはできても、個人番号(マイナンバー)が記載された裏面の写しを取ることはできないとされます。

従って、指定信用情報機関としては、名寄せキーとして、個人番号の提供を受け、個人番号による名寄せを行うことはできません。指定信用情報機関としては、個人番号カードで本人確認を行った場合に、個人番号の代わりに、どのような情報をカード会社に、提供させ、名寄せに利用するのかについて、検討する必要があるのではないかでしょうか。そして、この指定信用情報機関が提供を求める番号・符号等が何になるかは、犯収法に基づくクレジットカード会社によるシステム改築に、影響してくると思われます。

(なお、上記施行規則については、引用条文等も変わるため、所要の変更が必要と思われます。)

貸金業法

貸金業法に基づく指定信用情報機関への情報提供についても、同様な問題があると考えられます(貸金業法41条の35、施行規則30条の13第1項6号・7号参照)。

関連：ビットコインを巡る規制の議論

米国における規制

- ✓ Fincenは、2013年3月18日に、仮想通貨についての銀行秘密法に基づくMoney Services Business(送金業者。“MSB”。)としての登録の要否等について、ガイドラインを公表。同ガイドラインでは、Exchangers(取引所)及びAdministrators(スキームの管理者)について、**MSBの登録が必要**と規定。(なお、事業者からの照会への2014年10月27日付回答も参照。BitCoinの売買を行っているだけで、BitCoinの送信に関与していないからMSBに該当しないとの主張を排斥。)
- ✓ Bitcoinとよく似たスキームの仮想通貨、Ripple(Googleも出資)について、①MSBの登録、②本人確認の体制整備、③疑わしい取引の届出等を行っていなかったとして、米国で**70万ドルの民事制裁金**を課した旨をFincenが2015年5月5日に公表。日本の事業者も米の利用者がいれば、適用の可能性。
- ✓ この他、Bitcoin送受信用のアプリの開発者・運営者についても、送金を媒介している等として、MSBに該当する可能性ありとの議論も。
- ✓ 州法も要遵守。New York / California / Connecticutの三州はBitCoin用に州法改正。
(参考) 2015年8月14日付「米国議会調査報告書」
<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R43339.pdf>

欧州での議論等

- European Banking Authority(EBA“。欧洲銀行監督局)は、2013年12月13日付意見書(“Warning to consumers on virtual currencies”)において、BitCoinを始めとする仮想通貨を、「規制されていない電子マネー(unregulated digital money)であって、中央銀行により発行・保証されておらず、支払手段として利用可能なもの」と定義。
- また、EBAは、2014年7月4日付の意見書(“Opinion on ‘virtual currencies’”)において、長期的な規制と、短期的 / 暫定的な規制とを分けて議論した上で、後者に關し、①欧洲マネー・ローダリング防止指令において規制の対象とすること、②監督当局が、銀行・資金移動業者・電子マネー業者にBitCoinの取引をすることを、踏みとどまらせるべきことにより、これらの金融機関等が損失を被ることを回避すること等を提案する。なお、EBAは、既存の支払手段と、BitCoinによる決済との間の共通性を強調することにより、BitCoinによる決済と既存の支払手段のリスクの質的違いが目立たなくならないよう、注意する必要がある旨、言及する。
- その後、平成27年6月にドイツで開かれた先進7カ国首脳会議(G7)において、テロ資金対策として仮想通貨の規制を含めた行動で協調することに合意。FATF(金融作業活動部会)の仮想通貨に関するガイダンスも規制を求める(H27.6.26公表)。

関連:ビットコインを巡る法令上の論点

為替取引か

- BitCoin取引所によるBitCoin売買等の行為は、「為替取引」に該当するか。すなわち、銀行免許又は資金移動業の登録が必要か。
- 取引所によるBitCoin売買等が、「為替取引」に該当しない理由づけとして、例えば、「移動しているのは、BitCoinで、価値のあるデータにすぎず、換金性も保証されていないから、資金ではない」、「移動はユーザー間でなされ、BitCoin取引所は移動に関与していない」等。
- 政府も、参議院・大久保勉議員の質問題意書に対して、「金融関連の法律による「業者登録」や「勧誘規制」の対象とはならない。」と回答(2014年3月7日答弁書)。
- とはいっても、個別の事例については、ケースバイケースの判断と考えられ、①法律構成と実態があつてあるか(例えば、BitCoinの移動が利用者間で本当に直接なされているか、(他の事業者との協働も含め)BitCoinの移動を容易にするシステムやアプリを提供したりしていないか、ウェブページで送金機能を主としてアピールしていないか、BitCoinの預託構成を取るのであれば、現実に保有しているか)や、②利用者が二重弁済や資金喪失のリスクを負担していないかなど、様々な事情を考慮に入れて為替取引の該当性が判断されるのではないか。

銀行がBitCoinを業として購入できるか

- 参議院大久保勉議員による質問題意書に対する平成26年3月28日付の政府の回答

お尋ねの「ビットコインを購入すること」は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第一項各号、同条第二項各号及び第十二条各号に規定する銀行が営むことができる業務には該当しない。

(中略)

他方、銀行が業務に至らない程度の範囲でお尋ねの「ビットコインを購入すること」等の行為を行うことについては、それらが適切であるか否かは別として、銀行が業務に至らない程度の範囲で業務に直接関係のない物品等を購入することと同様、同法上、それらの行為を明示的に禁止する旨の規定は存在しない。

日本での法改正の議論

- Mt Gox社等の事業者の破綻、イスラム国によるBitCoin利用の動き等を受け、世界的に利用者保護の必要性やマネロン対策の必要性が再認識(G7の声明/FATFガイドラインにより規制の方向)。これを受け、金融審でも、規制に向けての議論がなされている所。登録制又は許可制の導入、マネロン規制の対象とすることが規定路線と思われるが、資金移動業者と位置付けるのか(米国型)、新たな類型とするのか等、規制の態様について要検討。

関連: 過去の行政処分・罰金等の事例

日本での行政処分の例

- ✓ 2015年8月 ジェイアイシー株式会社(電話受付代行サービス業)に対する業務改善命令
[処分の理由]—取引時確認義務違反、記録義務違反。
- ✓ 2013年12月 みずほ銀行に対する業務停止(四者型提携ローン)・業務改善命令、みずほフィナンシャルグループに対する業務改善命令
[処分の理由]—多数の暴力団関係者との取引があることを認識した後も対策を取らず現場任せに。態勢整備義務不十分。取締役会機能せず、議事録等も不十分。金融庁に対して誤った回答等。
- ✓ 2011年12月 シティバンク銀行株式会社に対する業務停止(個人金融部門における外貨預金、投資信託、仕組預金等リスク性商品にかかる勧誘の停止)・業務改善命令
[処分の理由]—顧客保護等管理態勢、経営管理(ガバナンス)態勢及びシステムリスク管理態勢などに問題。要改善項目に、疑わしい取引の届出態勢の再検証が含まれている。
- ✓ 2009年6月 シティバンク銀行株式会社に対する業務停止(個人金融部門における全ての取扱商品に係る販売業務の停止)・業務改善命令
[処分の理由]—マネーローダリングをはじめとする疑わしい取引の届出義務を的確に履行する態勢の未整備、業務改善命令違反等。
- ✓ 2007年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行に対する業務改善命令
[処分の理由]—海外の複数の拠点において、現地監督当局により現地法令違反や内部管理態勢上の不備に係る指摘を受けたこと。特に、米国において、当行ニューヨーク支店及び米国信託子会社が、マネーローダリング防止態勢上の重大な欠陥を米国監督当局により指摘され、2006年12月に業務改善命令を受けたこと。
- ✓ 2004年9月 シティバンク エヌエイ在日支店に対する認可取消等(丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所及び福岡出張所の認可取消し。個人金融本部における外貨預金業務にかかる新規顧客との取引業務の停止命令。業務改善命令)
[処分の理由]—有価証券の相場操縦等の罪で起訴された被告人たちへの多額の資金流用を許す貸出の実行等、多数の法令違反行為。

補足: 米国等での行政処分が日本での行政処分につながることもありますし、日本での行政処分が米国等での行政処分や多額の罰金等につながる可能性もあります。

関連:過去の行政処分・罰金等の事例

米国における罰金等の事例

- ✓ 2015年3月 コメルツ銀行(独) 合計**14.5億ドル**の罰金等(イラン、スーダン等への送金を行員による偽装指示等により実施。)
- ✓ 2015年1月 オッペンハイマー証券(米) 20万ドルの罰金等(疑わしい取引の届出義務等の態勢義務違反。penny stock(少額株)を用いた偽情報による相場操縦詐欺(pump and dump)の事犯に対し、未対策。)
- ✓ 2014年11月 三菱東京UFJ銀行が3.15億ドルの追加の罰金(会計事務所に報告書からの不都合な記載の削除を指示)。2000-2007年のイラン、ミャンマー等との送金行為に関し、2012年に受けた罰金(米財務省)、2013年にNY州から受けた罰金とあわせ、合計**6億ドル弱**の罰金。また、PWCに不都合な記載を削除するよう圧力をかけたコンプライアンス担当役員は解雇することで当局と合意。
- ✓ 2014年8月 Price Water House Coopers (米) 2500万ドルの罰金(三菱東京UFJ銀行の当局への報告書のうち不都合な部分を削除)。
- ✓ 2014年6月 BNP Paribas(仏) **89億ドル**の罰金(イランのほかスーダン、キューバに対する米の制裁に違反して十年以上にわたり不正送金を実施。偽装等あり)。
- ✓ 2012年12月 HSBC Holdings Plc(英) **19.2億ドル**の罰金(メキシコの麻薬組織による送金のほう助、イラン等への送金)。

補足: 特に虚偽報告、証拠隠滅、捜査への非協力、仮装行為等の悪質な行為については、多額の罰金等が課される傾向にあります。また、個人の刑事訴追等につながる場合もあります。

今後の業務にお役立ていただければ幸いです。

(お問い合わせ先) 山下・柘・二村法律事務所
弁護士 中崎 隆

r-nakazaki@ytn.itplugin.net